

日野市立南平体育館建替基本計画策定業務
報 告 書

平成29年 1月

日 野 市

はじめに.....	1
1. 上位計画等の整理	3
2. 既存施設の状況と市民ニーズ	11
2-1 既存施設の状況.....	12
(1) 南平体育館	12
(2) 市民の森ふれあいホール	25
2-2 市民ニーズ	30
(1) 人口分布と市民ニーズ	30
(2) 周辺自治体の状況	37
(3) 利用者アンケート	39
3. 計画条件の整理	43
3-1 法的条件の整理.....	44
(1) 建築基準法、東京都建築安全条例	44
(2) 消防法.....	49
(3) 興行場法.....	50
(4) 駐車場法、東京都駐車場条例.....	51
(5) バリアフリー新法、建築物バリアフリー条例、日野市ユニバーサルデザイン推進条例	52
(6) 都市計画法、東京都環境局緑化計画、日野市まちづくり指導基準	53
(7) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	54
(8) その他条例	55
3-2 都市計画法の用途制限に対する対応.....	58
(1) 方針	58
(2) 手法比較.....	58
(3) 特別用途地区について	60
3-3 建替えにあたっての市民の意見.....	61
(1) 関係スポーツ団体	61
(2) パブリックコメント	65
(3) 住民説明会	68
(4) 日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会.....	71
(5) 施設運営管理者.....	73
3-4 計画地周辺の状況.....	75
4. 施設計画	77
4-1 基本理念.....	78
4-2 必要諸室及び機能	80
4-3 交流機能	81
4-4 防災対応	82
4-5 敷地利用計画	85
4-6 建物配置方針	87
4-7 平面計画	91
4-8 立面・断面計画.....	97
4-9 日影図.....	103
4-10 法規制チェックリスト	107
4-11 構造計画	108
4-12 電気設備計画.....	110
4-13 給排水衛生設備計画.....	113

4-14	換気空調設備計画	114
4-15	バリアフリー計画	115
(1)	バリアフリー対応	115
(2)	障害者スポーツ対応	116
4-16	環境配慮	117
(1)	環境配慮機能・設備	117
(2)	国産材・多摩産材の活用	119
4-17	外構計画	122
(1)	駐車場計画	122
(2)	植栽計画	122
(3)	舗装計画	122
(4)	照明計画（街路灯等）	122
(5)	その他	122
4-18	その他検討	123
(1)	床材の検討	123
(2)	空調事例	124
(3)	観覧席の工夫	126
(4)	アリーナ照明	128
(5)	ランニングコース	129
(6)	武道利用の可能性	130
(7)	弓道場における屋根設置の検討	131
(8)	器具庫の想定	132
4-19	建設事業費及び維持管理費	133
(1)	建設費	133
(2)	解体費	134
(3)	維持管理費	134
(4)	活用可能な交付金について	135
(5)	事業費（財源内訳）	136
4-20	年間利用者数における試算	137
4-21	事業スケジュール	138
4-22	イメージパース	139
5.	運営方針	145
5-1	事業手法の検討	146
(1)	事業手法の整理	146
(2)	概算建設費の整理	147
(3)	運営方法について	148
5-2	民間手法導入の場合の民間事業者への参画意向調査	149
5-3	施設利用料の設定	150
6.	今後の課題	151
(1)	駐車場について	152
(2)	工事期間中の代替施設について	152
7.	業務報告	153
7-1	打合せ記録	154
7-2	住民説明会	154
	資料編	155

はじめに

はじめに

南平体育館は、昭和 54 年に竣工して以来、日野市の重要なスポーツ拠点として、また、浅川以南の身近なスポーツ施設として、多くの市民の皆さまに利用されてきました。しかし、施設の老朽化が進むとともに、市民ニーズも変化し、また、バリアフリー、省エネ、空調設備などの対応もなされておらず、時代の変化にそぐわない部分が増えてきました。

日野市では日野市スポーツ推進計画を平成 27 年度に策定しました。この計画では「第 5 次日野市基本構想・基本計画」や市の主要戦略のひとつである「ヘルスケア・ウェルネス戦略」のもと、市民自らスポーツを楽しむことができるコミュニティの形成とともに、全ての市民が運動やスポーツに主体的に取り組むことができる環境づくりを基本理念としています。この計画の目標値のひとつとして、週一回以上のスポーツ実施率を東京都が掲げる世界トップレベルの 70% に設定しました。そしてこれを達成していくために、スポーツ施設のさらなる利活用を目指します。

今後、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催の機運の高まりに合わせ、より多くの方がスポーツに「する」「みる」「支える」機会が増えることが予想されます。

こうしたスポーツや健康への関心が高まる時機を捉え、市民の皆さまが、いつまでも健康に住み続けられるような、また、浅川以南の安全・安心や交流、潤いのある地域づくりにも資するようなスポーツ施設として、体育館をリニューアルしていく必要があります。

この理念のもとに、市では平成 28 年 3 月に建替え基本計画の素案を作成いたしましたが、更により良い体育館を目指すため、計画に対するパブリックコメントや市民説明会、スポーツ、福祉団体など関係団体へのヒアリングなど、広く市民の皆さまのご意見を伺いました。また、都市計画や民間活力導入関係などの課題整理も行い、素案を修正し、本報告書として取りまとめたものです。

1. 上位計画等の整理

1. 上位計画等の整理

以下に上位計画を示す。

◆第5次日野市基本構想・基本計画「日野いいプラン 2020」（平成 15 年 10 月策定）

第5次日野市基本構想・基本計画（2020 プラン）後期基本計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

2020 プランは、平成 26 年度に中間検証を実施し、その進捗度と今後の課題の洗い出しを行った。その中で、市の計画体系の再整理及び、他の課題や方向性を含め、2020 プランの後半期間にあたる平成 28 年度から平成 32 年度において、後期基本計画としてリニューアルした。

○現状と課題

- ・日常生活で体を動かす機会が減少し、特に青少年の体力が低下するなどの問題が顕在化
- ・生活習慣病の増加や高齢化の進展
 - ⇒生涯にわたり健康的で活力ある生活を送ることへの意識の高まり
 - ⇒すべての市民が体力づくりやスポーツを楽しむやすい環境整備が求められている
- ・南平体育館は設備の老朽化が顕著

○めざすまちの姿

充実したスポーツ環境のもと、多くの市民がスポーツに取組み、健康的に生活している。

＜まちづくり指標（成果指標）＞

指標名	説明・調査測定方法	現状値 (平成 27 年度)	最終年度 (平成 32 年度)
週 1 回のスポーツ実施率	週 1 回以上のスポーツ実施率が、東京都の掲げる世界トップレベルの 70% となることを目指します。	43.6%	70.0%

○基本施策（めざすまちの姿）を実現するための役割分担

市の役割	市民の役割
・限られた施設の有効活用や市民が参加しやすい事業の展開など、市民がスポーツを実践できるような環境整備を進め、スポーツの振興に努める。	・自らの健康維持のために、積極的・意識的にスポーツ活動や体力づくりに取り組む。 ・施設を利用した際は、清掃・整備などを行い、施設利用のマナーを守る。 ・市内の企業、学校法人は、市民のスポーツ活動の場として一般開放できる施設があれば、市民へ提供できるか検討する。

○基本施策（めざすまちの姿）を実現するための個別施策

個別施策	指標名 (中間成果指標)	現状値 (平成 27 年度)	最終年度 (平成 32 年度)
①スポーツをする「場」の整備と充実	市内体育館施設の年間利用者数	約 72 万人	約 83 万人
②スポーツの実践に向けた支援と情報発信	市主催スポーツ事業への参加者数の増加	約 9 万人	約 13 万人
③スポーツに関わる団体支援と人材の育成	スポーツボランティア育成講座の参加延人数	0 人	約 250 人

○施策の展開

＜スポーツ環境の整備＞

- ・南平体育館について、市民の森ふれあいホールの機能や、既存の施設利用者の声や市民ニーズを踏まえながら改修を含めた検討をしていく。

◆日野市まちづくりマスタープラン 2001-2020 （平成 15 年度）

日野市の空間的な特性と都市構造を活かしたまちづくりを進めていくために、次の4つの基本方針に基づき、「ともに創りあげる 住みいい・ここちいい・いきいきのまち 日野」を目指す。

○4つの基本方針

1. 日野の記憶と文化を伝えるまち

1-1. 水音と土の香りがするまちをつくる

1-2. 日野人・日野文化を育むまちをつくる

1-3. 市民一人ひとりの心と体の健康を育むまちをつくる

(1) 自らの健康を自らつくることのできるまちをつくる

重点事業の一つとし、「多様なスポーツ・健康づくり需要に対応した施設整備」

(2) 市民が生涯を通じて自らの心を磨く場と機会をつくる

2. 日野の暮らしの舞台を支えるまち

3. 日野の仕事を育むまち

4. まちづくりを支える仕組み

○地域別まちづくり詳細計画

<七生丘陵地域>

- ・生活： 浅川の南側の地域には、文化的な公共施設が不足しており、住民の活動拠点の整備が求められています。
- ・利便性： 丘陵住宅地の高齢化に伴い、ミニバスや乗合タクシー等の交通公共機関の充実が求められています。

●暮らし方の目標 「公共サービスに支えられ、安心して生活できる暮らし」

- ・七生丘陵地域を含む浅川以南の地域には、住民の活動拠点となる文化的な公共施設が不足しています。
- ・公共施設の整備と開放によって、公共サービスの充実化を図るとともに、高齢者でも一人で散歩できるような環境を整えることによって、公共サービスに支えられ、安心して生活できる暮らしを目指します。

■目標を実現するための方針■

公共施設の整備と開放によってサービスを向上させよう

■プロジェクト■

【公共施設の充実化プロジェクト】

- ・駅前に公共施設の整備
- ・診療所や保育園などの公益施設と一体となった住環境の整備
- ・既存の地区センター等の活用と地域活動拠点の整備
- ・南平体育館の充実化
- ・学校をレクリエーションの場として利用
- ・地域住民による地区センターの管理

高齢者でも一人で散歩できるような公園や遊歩道をつくり、ネットワーク化していこう

【公園のネットワーク化プロジェクト】

- ・地域住民による公園機能の見直しと整備
- ・遊歩道とポケットパークを一体として整備
- ・遊歩道・公園のバリアフリー化
- ・公園へのトイレ・水場等の設置
- ・幹線道路の緑化の推進
- ・地域住民やボランティアによる公園の維持管理

◆ヘルスケア・ウェルネス戦略（平成 26 年度）

○目的

皆がより良く生きるために「健康であること」の意義を、自らの価値観に基づいて捉えてもらうこと。また、健康の大切さに気付いてもらうためのきっかけ作りや行動する機会、継続のサポートを行い、誰もが健康で生き続けられるまちづくりを目指す。

○数値目標

- ・健康寿命の延伸
- ・一人当たりの平均医療費（国民健康保険）

○戦略の柱（その他、健康維持・健康づくりに関する取組）

地域で、楽しく元気に生きがいを持って、自ら進んで取り組める環境を整えることで、生活の質の向上や、将来負担の軽減を図っていく。従来施策の創意工夫により、市民の健康づくりの活動を支援する。

○その他、健康維持・健康づくりに関する取組（運動（日常行動）分野）

- ・目的： 運動しようと思わせるきっかけづくりや、気軽に楽しく体を動かせる環境を整え、より多くの方が無理なく継続的に体を動かせる仕組みを構築する。
- ・数値目標：日野人運動事業新規参加人数／ウォーキングイベント参加者数
成人の週 1 回以上スポーツ実践率／スポーツ施設利用者数

○対応策（戦略）

スポーツ・健康づくりの拠点として、市内体育施設の耐震補強及び機能拡張に併せ、周辺整備を行い運動し易く出歩きたくなる環境を作る。

⇒「歩きたくなるまちづくり」の推進

出会いや交流、生きがいを見つけるきっかけを提供し、外出し歩く機会を創出する。

浅川沿い遊歩道はウォーキングコースとして最適であり、遊歩道沿いに健康づくりの拠点となる施設として、南平体育館は健康づくりネットワークの形成が期待され、今後下記のような対応が望まれる。

- ・安全な歩行空間の確保（自転車、自動車との分離、共存）
- ・周辺施設と結ばれた歩行ネットワークの形成（案内施設の設置）
- ・散策支援施設（トイレ、ベンチ、カフェ等）

◆日野市スポーツ推進計画（平成27年策定）

○計画の理念

市で打ち出した3つの戦略の一つである「ヘルスケア・ウェルネス戦略」のもと、市民自らスポーツを楽しむことができるコミュニティの形成とともに、すべての市民がスポーツ推進に主体的に取り込むことのできる環境づくりを基本理念とする。

○計画期間

平成27年度（2015年）より平成32年度（2020年）：6年間

○今後望むスポーツ関連の施設整備

- ・高齢者でも手軽に利用できるスポーツ施設の整備・充実
- ・さまざまなスポーツが楽しめる総合的なスポーツ施設の整備
- ・屋内のスポーツ施設・運動施設の整備・充実
- ・スポーツ施設の駐車場の整備・充実
- ・スポーツ施設周辺のバスなど公共交通網の整備

○日野市スポーツ推進計画の目的

- ・目的1：ヘルスケア・ウェルネスコミュニティによるスポーツ環境の創出
- ・目的2：充実したスポーツ活動の推進
- ・目的3：誰もが利用しやすいスポーツ環境の整備
- ・目的4：健康意識の啓発

○計画の指標

週1回のスポーツ実践率の向上	43.6% → 70%
週複数回のスポーツ実施率の向上	76.5% → 80%
市内体育施設の年間利用者数の増加	約72万人 → 約83万人
市主催スポーツ事業への参加者数の増加	約9万人 → 13万人

○スポーツ推進の基本施策

- ・基本施策1：スポーツをする「場」の整備と充実
- ・基本施策2：スポーツの実践に向けた支援と情報発信
- ・基本施策3：スポーツに関わる団体支援と人材の育成
- ・基本施策4：計画の推進

○スポーツ基盤の整備・拡充

- ・南平体育館の建替え

必要な競技スペースの確保と併せ、自主的なスポーツ活動に資するトレーニングルームやランニングコース、その他の運動室の新設など、健康やスポーツ機能をさらに充実させる施設として、建替えを検討する。

◆日野市地域防災計画（平成 25 年度修正）

地域防災計画は、市、都及び指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体事業者及び市民が、その有する全機能を発揮し、市の地域における防災に関し、災害予防・減災、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

この計画の中で、南平体育館は、現状、以下のように位置づけられている。今後は、建替にあわせ防災計画の中で地域防災拠点として位置づけることを含め検討を行っていくものとする。

○物資集積所（地域内輸送拠点）の開設

- ・都が調達した食品及び生活必需品等は、原則として広域輸送基地を一時積替基地として活用し、区市町村が選定する地域内輸送拠点へ調達事業者等の協力を得て輸送される。
- ・道府県等から陸上輸送による応援物資等は、原則として広域輸送基地で引継ぎ、都福祉保健局が市の指定する地域内輸送拠点に輸送される。
- ・輸送された物資の被災者への配布は、市の備蓄物資と同様に被災者に供給する。
- ・経済班は、調達物資および他縣市町村等からの応援物資を受け入れ・保管し、配布するための仕分けを行うため、次の場所を物資集積所（地域内輸送拠点）とする。
- ・物資が収納しきれない場合は他の市有施設を活用する。
- ・物資集積所（地域内輸送拠点）の開設及び管理・運営は経済班が行う。
- ・経済班は、物資の仕分けについて、生活福祉班を通じ、日野市災害時ボランティア支援センターに協力を仰ぐ。

【物資集積所（地域内輸送拠点）】（状況により選定する）

施設名称	所在地
市民の森ふれあいホール	日野本町 6-1-3
南平体育館	南平 4-23-1（耐震補強完了後）
日野市役所本庁舎	神明 1-12-1（耐震補強完了後）

○遺体収容所の開設

- ・災害により多数の死者がでた場合、又は出ることが予想され、遺体収容所の開設が必要と思われるときは、日野市災害対策部長たる市長は日野警察署と協議し、被害状況を考慮して、市内の公共施設等で適切な場所を選定し、遺体収容所を開設する。

【遺体収容所（予定施設）】

下記施設を予定するが、被害状況により別の場所に設置することを考慮する。

施設名	住所	電話番号	防災無線番号
南平体育館	南平 4-23-1	591-1541	
百草台コミュニティセンター （百草台小学校跡地体育館）	百草 999	594-5650	291
生活・保健センター	日野本町 1-6-2	581-4112	218

現段階での地域防災計画は上記の通りであるが、施設の建替えを前提とし、浅川以南の防災拠点として今後計画は修正していく考えである。尚、現段階で想定される新南平体育館に求められる防災機能は、「4-15 防災対応」にて記載する。

◆日野市公共施設白書（平成 26 年 3 月）

○白書の目的

市内の公共施設の多くが建設後 30 年以上経過しており、東日本大震災の教訓から市民の安全安心を確保していくためにも、施設の耐震化や大規模修繕や建替えを視野に入れた取組みが必要になっている。今後、財政的な負担も集中的に膨らむことが懸念されるため、限られた財源の中において、公共施設におけるサービスの提供を持続させていくため、施設の複合化や集約化または長寿命化が必要となっている。その検討に向けて、個々の公共施設の機能や利用状況、施設維持に係るコスト、大規模修繕や建替えにかかる将来の費用などを把握するため作成した。

○耐震診断・改修の取組み状況

市有建築物耐震化 5 か年（平成 24～28 年度）実施計画によれば、市有建築物のうち、小中学校については耐震化が完了しているが、耐震化が済んでいない施設については以下のように取り組むこととしている。なお、災害時における市民の安全確保を基本に、耐震化の先送りができない以下の 4 分野の施設について、優先的に取り組んでいくこととしている。

- 1) 乳幼児を預かる保育園
- 2) 市民が日常生活を営んでいる市営住宅
- 3) 災害時の行政機能確保が必要な本庁舎
- 4) その他、将来の位置づけが明確となっている施設

①優先的に耐震化に取り組む施設

以下の 7 施設については、優先的に耐震化に取り組むこととしている。

●平成 28 年度までに耐震補強工事の実施を想定した施設（4 施設）

- ・おおくぼ保育園 ・しんさかした保育園 ・高幡団地市営住宅 1 号棟
- ・川原付団地市営住宅 1・2・4 号棟

●平成 29 年度以降の耐震補強工事の実施を想定した施設（3 施設）

- ・本庁舎 ・中央図書館 ・南平体育館

②将来の施設のあり方・再編の検討後の耐震化の取組み等を実施する施設

（略）

③簡易耐震診断の実施を検討する施設

（略）

④耐震化の取組みを行わない施設

（略）

◆日野市公共施設等総合管理計画（案）（平成 28 年 11 月）

○公共施設等総合管理計画の目的

公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画です。

第 2 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

（1）公共施設等の老朽化

本市の公共施設のうち、建築後 30 年以上経過している建物が占める延べ床面積の割合は、全体の 63%に及びます。この中には、耐震性が十分でない施設もあり、さらには、耐震性の有無自体が分からない施設も存在します。

＜中略＞

学校教育施設やコミュニティ施設を始めとして、市民などに安心して公共施設を利用してもらえるよう、これら老朽建物の現状を早急に明らかにし、いかに安全性を確保していくかが課題です。

6 公共施設等の管理に関する具体的な実施方針

（4）耐震化の実施方針

- ・災害拠点の位置づけ、利用度などを勘案し、耐震化を進めていきます。

第 3 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

8 スポーツ施設

（1）現状や課題に関する基本認識

スポーツ施設（体育館等）：

児童・生徒から高齢者にいたる幅広い年齢層の市民を対象に、スポーツを通じた健康の増進や体力の向上、交流等の場を提供することを目的としています。

＜中略＞

南平体育館については、老朽化が進んでいることや耐震補強工事の実施が困難であるため、建替えを実施することを決定し、平成 27 年度（2015 年度）に基本計画を策定し、平成 28 年度（2016 年度）に基本計画の見直しを行い、平成 29 年度（2017 年度）から基本及び実施設計を実施し、その後建替えを行う予定です。

（2）管理に関する基本的な考え方

- ・南平体育館については、建替えを実施していきます。

（3）短期目標

- ・南平体育館の建替えを実施します。

2. 既存施設の状況と市民ニーズ

2. 既存施設の状況と市民ニーズ

以下に既存施設の状況と市民ニーズを示す。

2-1 既存施設の状況

(1) 南平体育館

①建物概要

- 所在地 : 日野市南平4丁目23番1号
- 用途地域 : 第2種中高層住居専用地域
- 竣工年月日 : 昭和54年3月
- 敷地面積 : 6,673㎡
- 建築面積 : 2,350㎡
- 延床面積 : 2,555㎡
- 建ぺい率 : 35%
- 容積率 : 38%
- 建築確認番号 : 昭和53年8月14日 第28号
建築基準法第48条許可 許可第147号
- 構造 : 鉄筋コンクリートPC造一部鉄骨造
(財)日本建築センター 評定番号 BCJ-C936
評定年月日 昭和53年6月22日
特徴 : 柱及び梁をプレストレストコンクリート部材とし、接合仕口を鉄骨造とした特殊な構造の2階建(一部平家建)体育館のため構造全般が評定の対象となった。
- 階数 : 2階建て
- 受変電設備 : 屋外キュービクル式受変電設備、受電電圧6,000V
- 照明設備 : 主競技場 メタルハライド灯700W 20台 昇降装置付
柔剣道場 水銀灯400W 18台 弓道場 白熱灯400W、14台
- 給排水衛生設備 : 受水槽10立法メートル1基 高置水槽4立法メートル1基
給湯ボイラー 112,500kcal/H 1台
- 換気設備 : 第3種換気用排風機(シロッコ、ラインファン) 11台
- 総工費 : 295,800,000円
- 工事関係 : 設計・工事監理 : 株式会社内藤建築事務所
施工 : 飛島建設株式会社

②施設の現状

本建物は、昭和54年に竣工してから部分補修を行ってきているが、大規模な更新・改修工事は行われてきていない。建築構造としては旧耐震基準による建物のため耐震補強により新耐震基準を満たす建物とする必要があるため、平成26年度に耐震診断の取り組みを進めたが、構造が「鉄筋コンクリート PC 造一部鉄骨造」で、建物の主要構造が、建築基準法第38条の「大臣認定」を取得した特殊な構造の建築物であり、一般的な「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」等の基準が適用できず、診断を進めることができず耐震性能を満たしているかどうか不明な建物となっている。

- ・平成25年に実施した建築基準法に基づく特殊建築物定期点検の目視点検によると、屋上パラペット及び笠木部分のモルタル面にひび割れ、浮き、伸縮目地の劣化、2階の会議室壁などにひび割れ、1階の廊下及び弓道場の梁型部分にひび割れ、男女更衣室の壁面にひび割れ、廊下及び事務室の天井部分に水漏れ跡などがみられた。
- ・アリーナ照明はメタルハライド灯、柔剣道場は水銀灯を使用しており環境面・コスト面での問題のほか、老朽化のため照度面でもスポーツをする上で問題があり、全面更新が必要な時期となっている。
- ・トイレ、シャワーなどの給湯、排水設備の状況については、つまり、悪臭、漏水などが衛生面でも発生しており、ブースも暗く快適性に問題がある。
- ・アリーナ天井については雨漏りが常態化しており利用者の安全性、フロア維持管理上問題がある。
- ・アリーナの木製床材については、部分補修を繰り返し、全体的には数度のサンディングリフォームを行ってきており、減肉が進み補修に限界がきている。特に、近年スポーツフロアのささくれなどによる重大事故を未然に防止する必要性が求められており、フロア材を全面交換する時期にある。
- ・外構については、北側平板舗装に不陸がみられる。
- ・2階トレーニングルームについては、建設時、大会議室として設計された場所をトレーニングルームに転用しているため、天井が低く換気・空調に問題があり快適性がない。
- ・バリアフリー対応状況について 玄関エントランスはスロープが設置してあり1階面へのアクセスはできているが、2階へは階段のみとなっている。また、トイレ・シャワー室などはバリアフリー対応とはなっていない。

次頁に施設の現状と施設管理者の意見を示す。

エントランス

- ・広く取りたい。
- ・ガラス張りにして外から中の様子が
程度見えるようにしたほうがよい。



ホール・廊下

- ・常に埃が出る。
- ・現在の程度の広さがあると良い



柔・剣道場

- ・仕切って使用している。
- ・柔道・剣道人口が減少しているため、
柔道場は木曜日はストレッチ教室と
して使用、現在、剣道場は卓球場と
して使用している。
- ・卓球台4台置くには狭い。
- ・電球の取替えに梯子を使用する。
- ・卓球するのに暗幕を使用するため、
通気性が悪く暗い。
- ・多目的に使える部屋にした方がよい。

- その他
- ・通用門がほしい。

アリーナ

- ・スポーツによって、換気及び照
明を調整できるようにしたい。
- ・照明は400lx必要のところ、今
は250~300lxしかない。
- ・バドミントンでの使用時、暗幕
を使用するため、通気性が悪く
暗い。



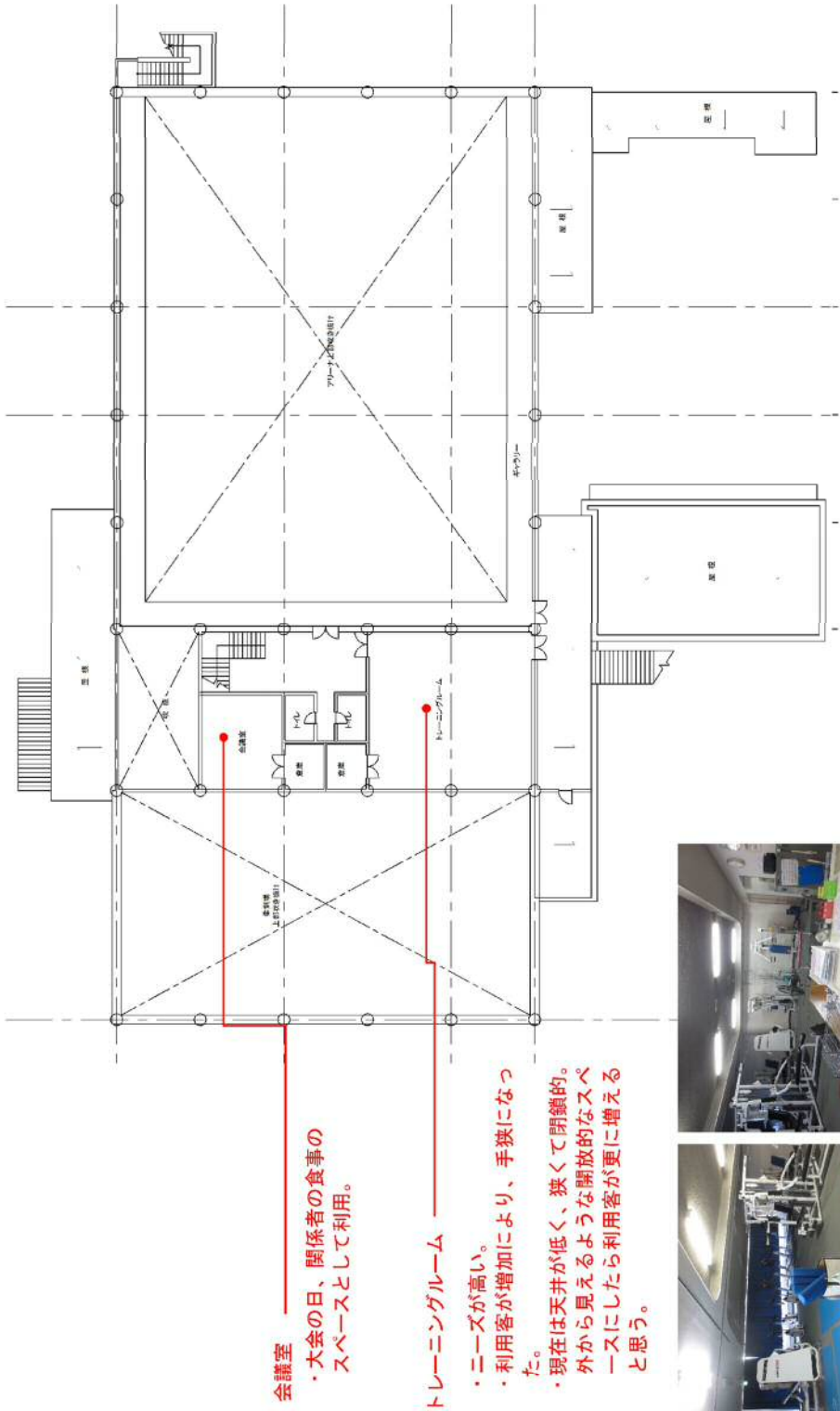
弓道場

- ・屋外なので特に寒い。
- ・屋外なので手入れに手がかか
る。



南平体育館 1F 平面図

南平体育館 2F 平面図



③スポーツ施設の位置づけ

日野市には現在、1ヶ所の陸上競技場、2ヶ所の屋内体育施設、8ヶ所の公園・グラウンド、2ヶ所のプールがあり、教育施設以外のスポーツ施設のほとんどは北部に位置している。

平成24年に市民の森ふれあいホールが建設される以前は、南平体育館が主な屋内体育館として市民に利用されており、7,000㎡を越える規模のふれあいホールが建設されたあとも、年間約85,000人の利用者が訪れている。南平体育館は、南部に位置する唯一の屋内体育施設であり、現状、ふれあいホールと南平体育館は市のスポーツ健康の2大拠点となっている。

◇日野市内のスポーツ施設分布状況



【出典：日野市スポーツ推進計画】

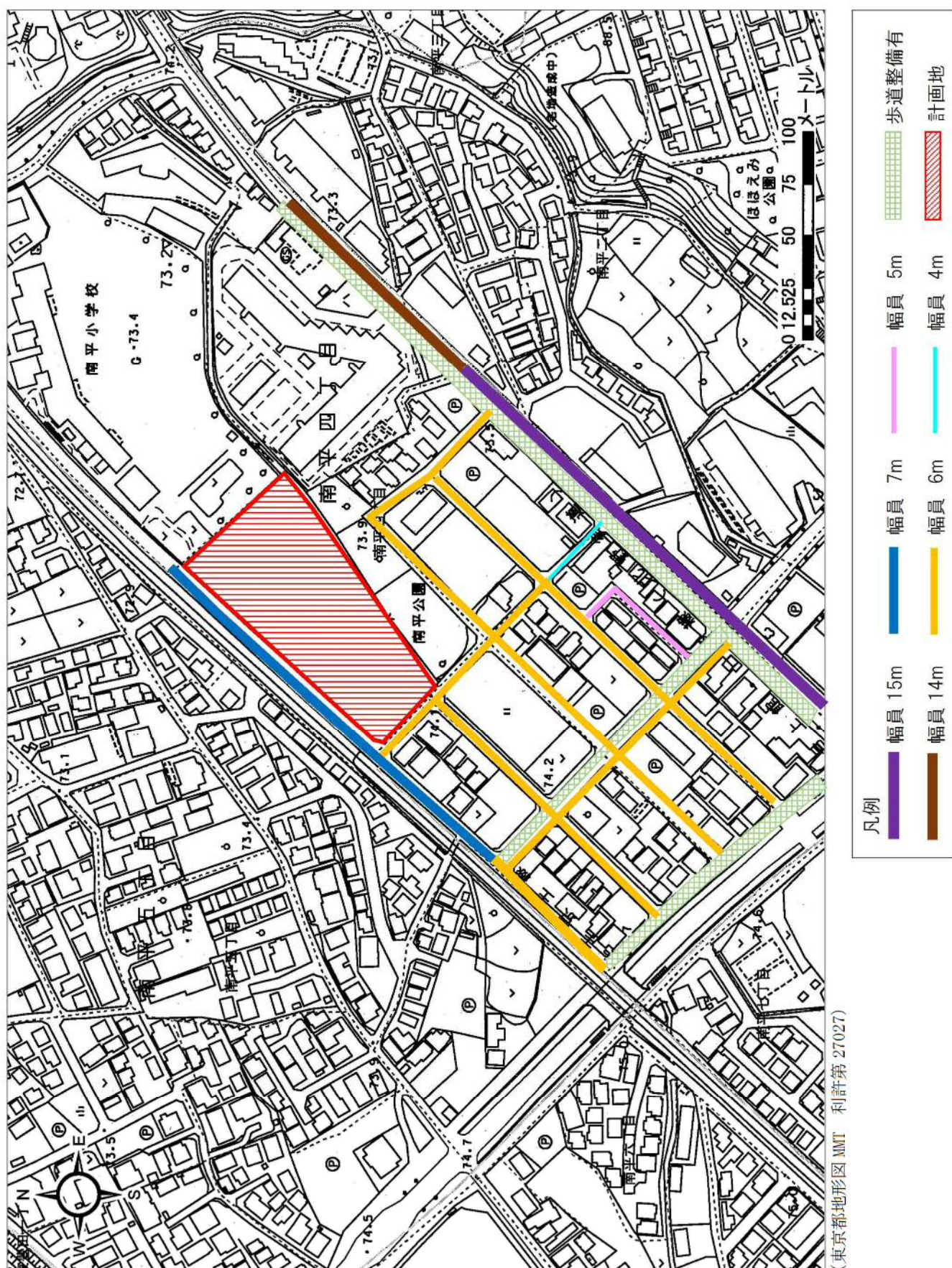
④周辺環境

ア) 周辺の道路状況

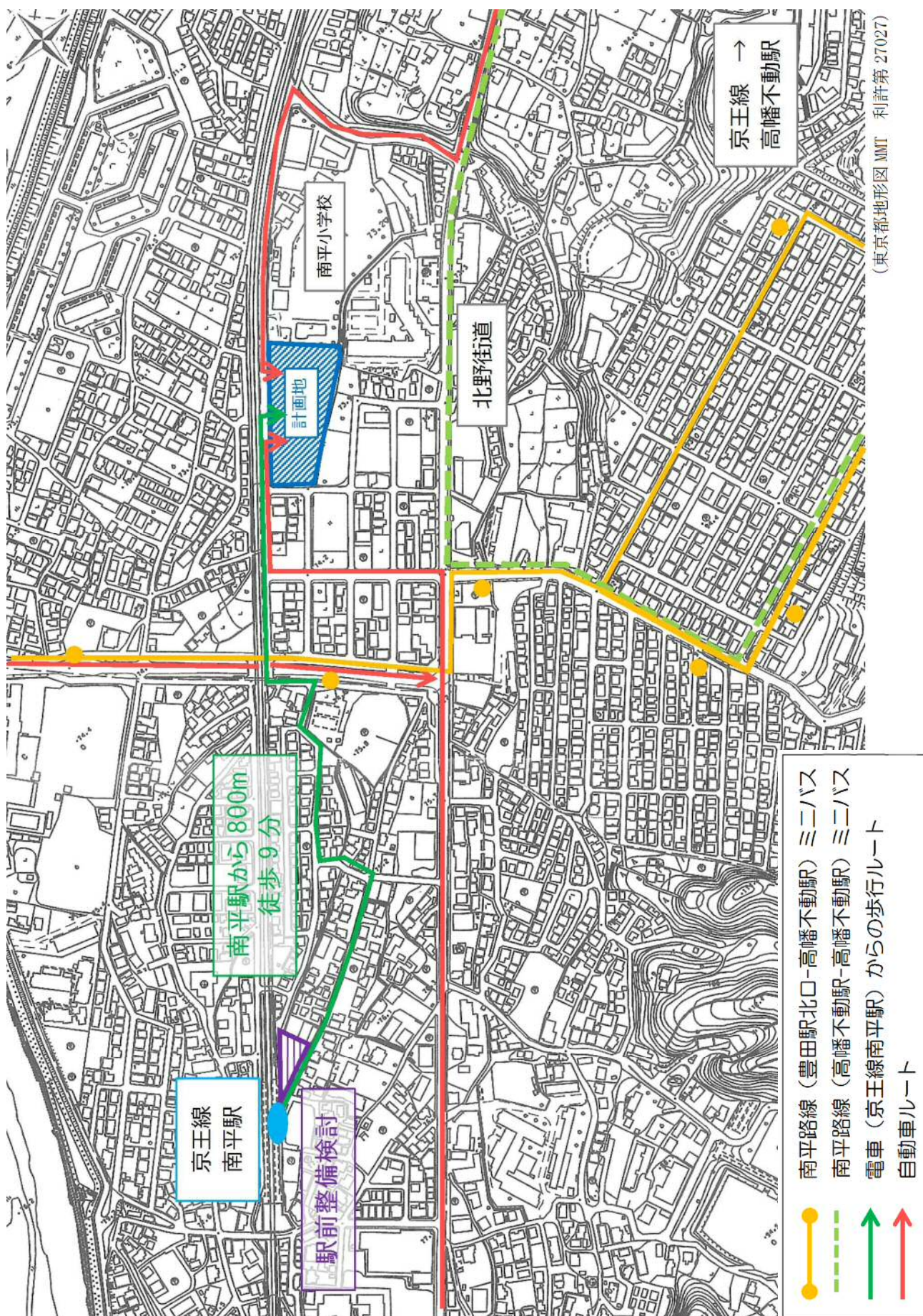
次頁に、南平体育館周辺の道路幅員、南平小学校区域内の歩道の整備状況及び公共交通機関に関する状況について示す。

南平駅前整備の方針について、現在、都市計画部門で検討中であり、体育館建替及び駅前整備により、更なる賑わいが期待できる。

◆南平体育館周辺 道路状況



◆南平体育館周辺 公共交通機関



イ) 防災的な位置づけ

体育館周辺の防災地区及び避難所の配置状況は以下の通りである。

南平体育館は風水害時の予備的な施設として指定避難所に収容できないほどの定員となった場合、または、災害が局所的な場合、追加して適宜避難所に指定する予備的な施設の一つとする。

また、計画地周辺が浸水区域であるため洪水などの被害を受けた際、隣接する小学校とあわせて、浅川以南の中心的な避難施設として計画する。



【出典：日野市防災マップ】

(平成 28 年 1 月 発行)

凡 例	Legend
	緊急避難場所 Emergency Evacuation Area
	避難所 Evacuation Shelter
	緊急避難場所・避難所 Emergency Evacuation Area / Evacuation Shelter
	防災備蓄倉庫 Emergency Supplies Storehouse
	防災行政無線 Emergency / Public Broadcast
	給水拠点 Water Supply Service
	市役所 City Hall
	消防署・出張所 Fire Station / Branch
	消防団詰所器具置場 Station for Fire Fighting Equipment
	警察署 Police Station
	交番・駐在所 Police Box (Koban)
	災害拠点病院 Disaster Medical Hospital
	急傾斜地崩壊危険箇所 Steep Terrain at Risk of Collapse



【出典：日野市洪水ハザードマップ】

(平成 28 年 1 月発行)

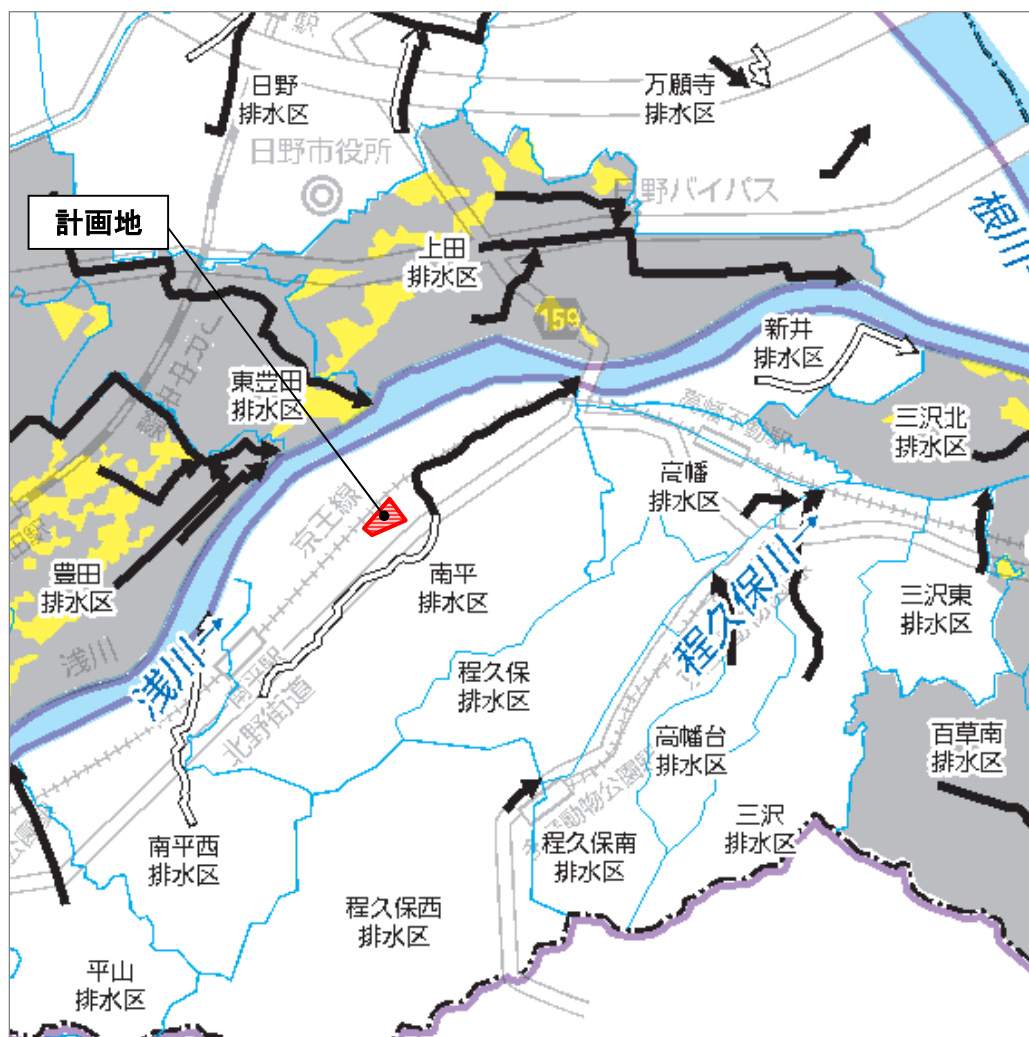
凡 例 Legend	
浸水想定区域(浸水した場合想定される水深) The Expected Estimated Flood Area/Flood Height	
	0.5m 未満の区域 Under 0.5m
	0.5m～1.0m 未満の区域 0.5～1.0m
	1.0m～2.0m 未満の区域 1.0～2.0m
	2.0m～5.0m 未満の区域 2.0～5.0m
	急傾斜地崩壊危険箇所 Steep Terrain at Risk of Collapse
	緊急避難場所 Emergency Evacuation Area
	緊急避難場所・避難所 Emergency Evacuation Area / Evacuation Shelter
	避難方向 Evacuation Direction
	《注意すべき箇所》 Caution Area
	地 道 Underpass
	橋 Bridge
	市 役 所 City Hall
	消 防 署・出張所 Fire Station/Branch
	消防団詰所器具置場 Squadroom for Fire Fighting Equipment
	警 察 署 Police Station
	交 番・駐在所 Police Box (Koban)
	防災備蓄倉庫 Emergency Supplies Storehouse
	防災行政無線 Emergency / Public Broadcast
	水 位 観 測 所 Water Level Observation Station
	雨 量 観 測 所 Precipitation Observation Station

※ 平成 28 年度に国土交通省により多摩川・浅川の浸水想定が変更され、今後これに基づき洪水ハザードマップの修正を行っていく予定です。

また、日野市域では、多摩川、浅川、谷地川、程久保川、大栗川の5つの河川地域に分かれており、行政区域を31の排水区に分割し、各排水区に降った雨をそれぞれ排水区ごとに河川に放流する計画となっている。

計画地周辺は、南平排水区となり、浅川流域に属する。浅川流域は、平成3年度に事業着手しているが、依然、未整備の部分が残っている。下記に南平周辺の雨水管の整備状況を示す。

◆南平体育館周辺 雨水管整備状況



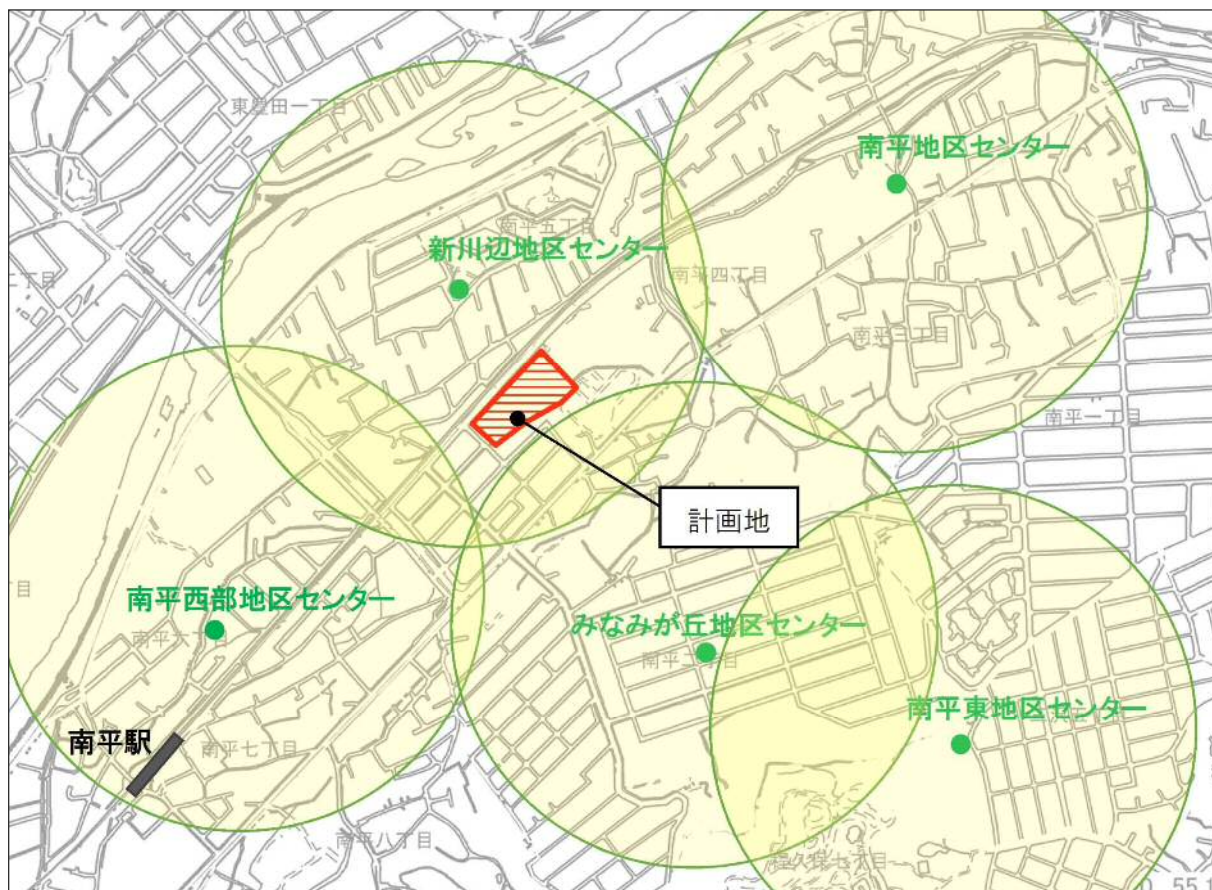
【出典：日野市下水道プラン】
(平成24年3月)

凡 例	
	全体計画区域
	排水区界
	整備済区域
	整備予定区域
	整備済幹線
	未整備幹線

ウ) 周辺の地域交流施設の分布状況

基本的には、半径 400m 以内ごとに地区センターが配置されている。下記に、南平地区周辺の地区センターの配置状況を示す。

◆南平体育館周辺 地区センターの配置状況



(東京都地形図 MMT 利許第 27027)

エ) 沿革

・南平地域の沿革

かつて南平は地下水が豊富であり、戦前はそれを生かして鮎の養殖なども行われるほどであった。現在でも南平地域周辺では、南平八坂神内湧水など浅川右岸から水が湧き出している。

そして、山（丘陵）と川に挟まれた水田地帯で、かつては典型的な「里」風景が広がっていた。日野市の南部に横たわる多摩丘陵は「七生丘陵」と呼ばれ高尾山をしのぐ人気のハイキングコースで、南平にはピンヘット山という絶景ポイントがあった。いろいろな鳥が生息し、野鳥観察などが楽しめる場所である。

また、周辺には七生村の平山季重、高幡不動尊、百草の真慈悲寺など、中世を感じさせるものが残っており、そのような歴史ある風土も南平の一つの特色である。

・南平体育館の沿革

昭和40年代までの屋内スポーツは、学校や企業の体育館を活用していたため、体育館の建設が強く求められていた。そのような背景の中、建設が決定され、昭和53年6月に着工、昭和54年3月に完成し「日野市立南平体育館条例」が制定され、5月に開館した。この当時、日野市で唯一の市民体育館であり、社会体育振興の拠点としての役割を果たしていくことになる。

南平体育館は、運営協議会等の組織は置かず、日野市教育委員会と体育協会等の関係団体で利用計画が立てられていることから、自前の年間利用計画が立てられ大会等の分散開催もなくなり運営の効率化が図れた。また体育指導に当たる専門職員は配置せず貸し体育館方式がとられ、一週間を単位に個人貸し出しと団体貸し出しに区分されている。個人貸し出しは誰もが気軽に利用できるため、青少年の健全育成や市民の健康増進に役立ちながらスポーツ人口を増加させていった。

「日野市戦後教育史（平成9年）より」

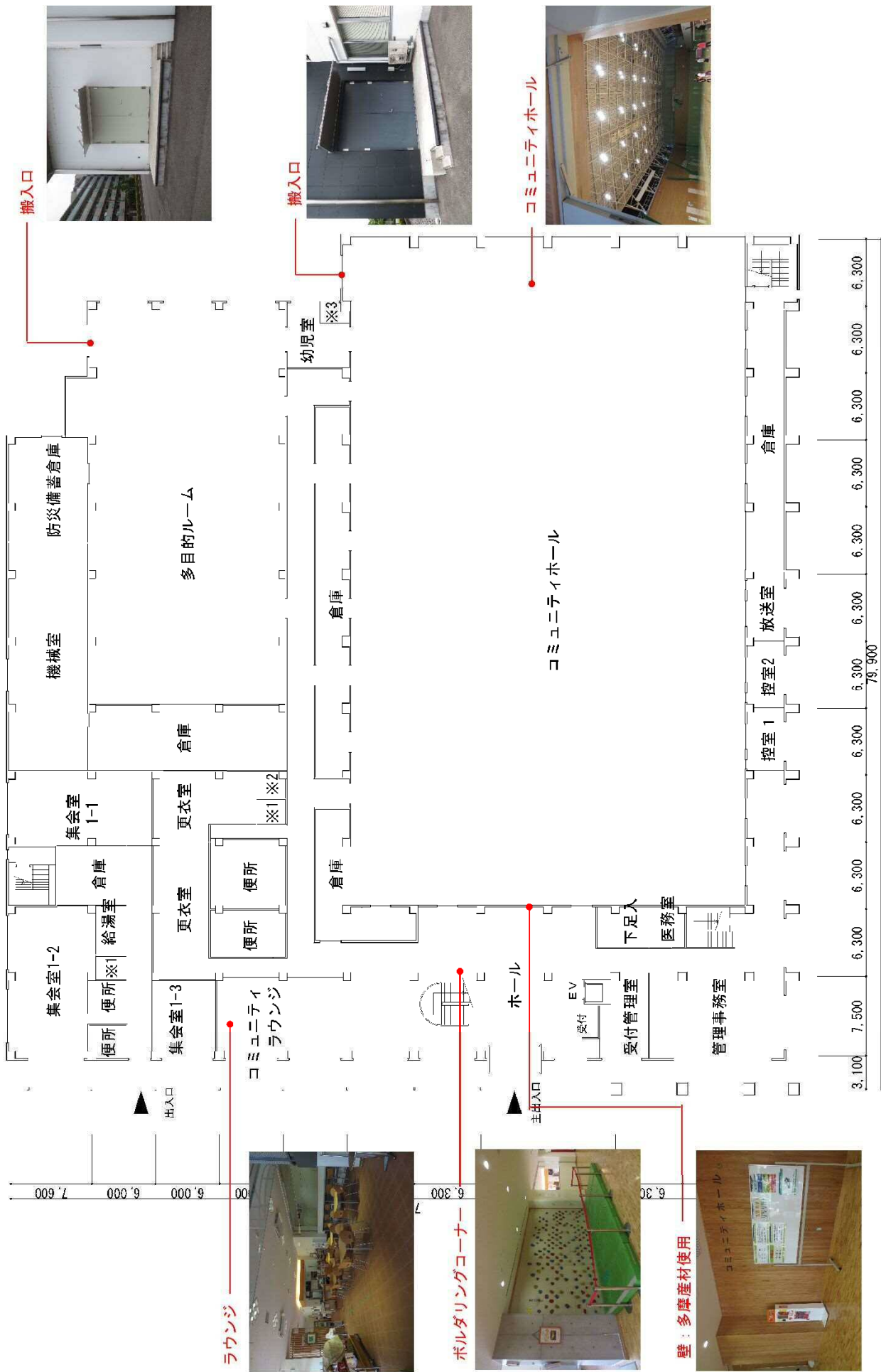
(2) 市民の森ふれあいホール

①建物概要

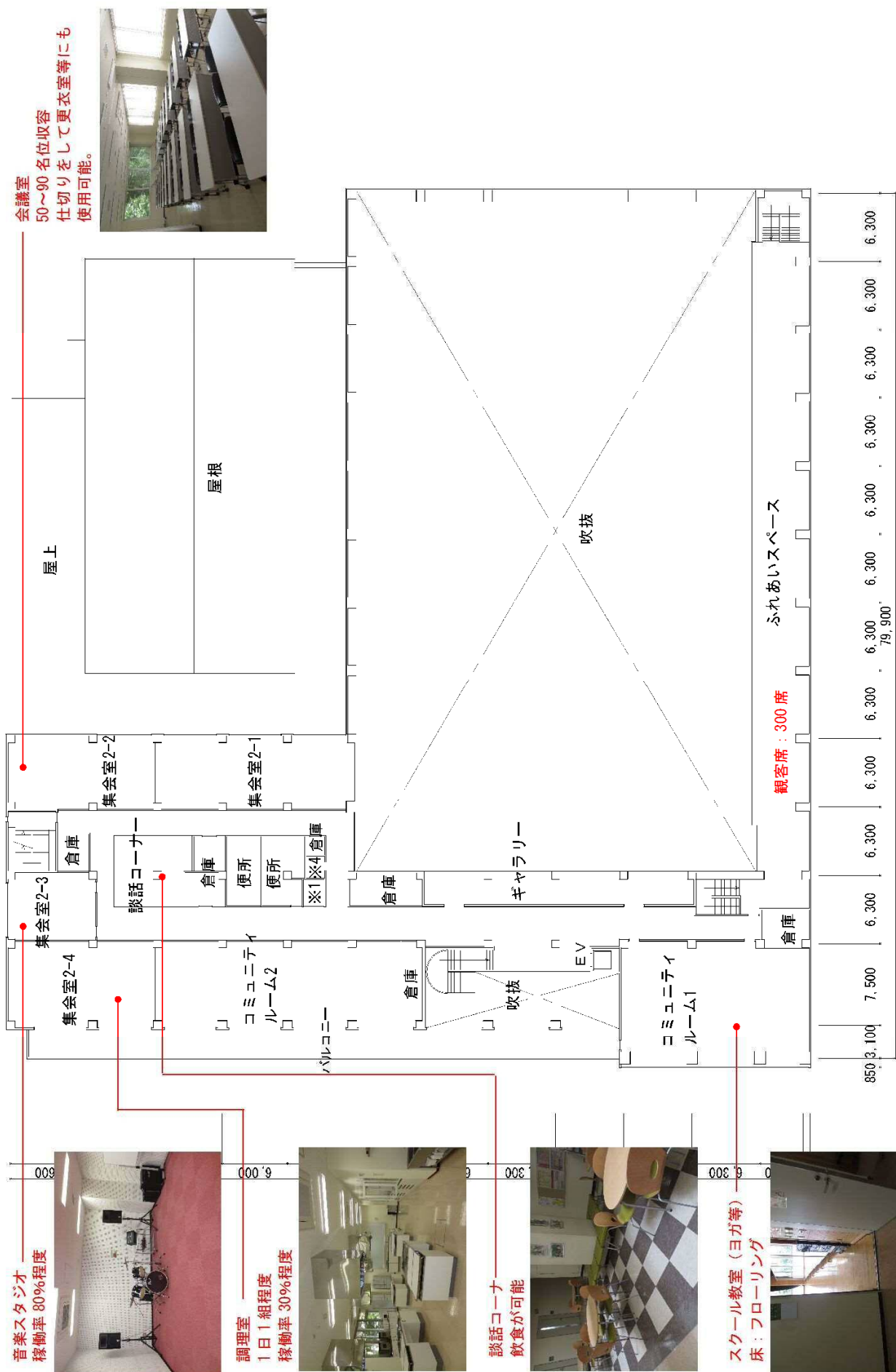
- 所在地 : 日野市日野本町6-1-3
- 竣工年月日 : 平成23年11月
- 敷地面積 : 12,011.03㎡
- 建築面積 : 5,692.87㎡
- 延床面積 : 7,241.52㎡
- 建ぺい率 : 47.39%
- 容積率 : 60.29%
- 構造 : 鉄筋コンクリート造(一部PS梁)+鉄骨造(屋根)
- 階数 : 地上2階
- 電気設備 : 受変電設備 6,600V
- 太陽光発電設備 C I S太陽電池パネル 公称102kW
- 照明設備 コミュニティホール:セラミックメタルハライド高天井照明(電動昇降装置付)
2Fギャラリー・コミュニティラウンジ・外構:LEDライト
- 映像音響設備 音響ラックシステム、音響ワゴン、プロジェクター、スクリーンなど
- 給排水衛生設備 : 上水設備 上水引込口径75A 直結増圧給水方式
- 排水・通気設備 汚水雑排水は公共下水道へ接続
トイレ洗浄水に雨水再利用水を使用
災害時用簡易マンホールトイレ用の排水口を20か所
- 給湯設備 ガス給湯器
- 衛生器具設備 中水対応型フラッシュバルブを採用
オストメイト2組
- ガス設備 都市ガス150Aにて引込。空調熱源系統、GHP系統、更衣室シャワー系統ほか
- 消火設備 屋内消火栓設備、防火水槽40m³
- 雨水再利用設備 雨水貯留槽233m³、中水層18.78m³
- 雨水浸透設備 敷地内全量浸透とし、建物外周に浸透桝、浸透トレンチ、浸透井戸を設置
- 換気空気調和設備 : 空気調和設備機器 ガス焚き吸収式冷温水発生機(冷却能力493KW、加熱能力344KW)を中央熱源方式とし、空気調和器によりコミュニティホール、多目的ルーム、エントランスの空調を行う風量可変単一ダクト方式。それ以外の場所は、EHP、GHP方式による。
- その他 : 一般用駐車場は有料とするためパーキングシステムを設置

②施設の現状

ふれあいホールは築年数も浅いことから、施設はきれいで明るい印象である。
次頁に現地調査結果を記す。



ふれあいホール 1F 平面図



ふれあいホール 2F 平面図

③南平体育館とふれあいホールとの役割分担

南平体育館は、地域住民のための「交流」・「健康」・「防災」に重点を置いた施設であり、スポーツ大会の開催については、市民大会レベルまでの開催とし、国体や都大会規模の大会はふれあいホールで対応を行うものとする。また、剣道や柔道などの武道の機能は、昨今の武道競技人口の減少傾向にあることなどから、施設利用をふれあいホールに集約化していくものとする。また、これまでも利用者が多く、今後も利用者の拡大が想定される卓球やバドミントンコートで行える競技スペースやトレーニングルーム、南平体育館にしかない弓道・アーチェリー場については拡大充実を図っていく。

◆体育施設の機能分担

		種目	南平体育館		ふれあいホール
			既存	建替後	
競技スペース	屋内競技スポーツ	バスケットボール	①	①	②
		バレーボール	①	②	③
		バドミントン	⑥	⑧	⑭
		ハンドボール	—	—	①
		卓球	⑥	⑧	⑫
		柔道	○	△ →	○
		剣道	○	△ →	○
		空手道	○	△ →	○
		弓道・アーチェリー	○	○	—
		幼児遊戯室	—	—	○
	スポーツ健康増進	トレーニングルーム	○	○	—
		レクリエーションルーム(エアロビ、軽体操)	—	○	○
非競技スペース	コミュニティ等	集会室	○	○	○
		休憩ラウンジ・飲食スペース	—	○	○
		事務室	○	○	○
		医務室・健康管理室	—	○	○
		更衣・シャワー室	○	○	○

※○印内の数字は、公式寸法でのコートまたは球技台の面数を示す。

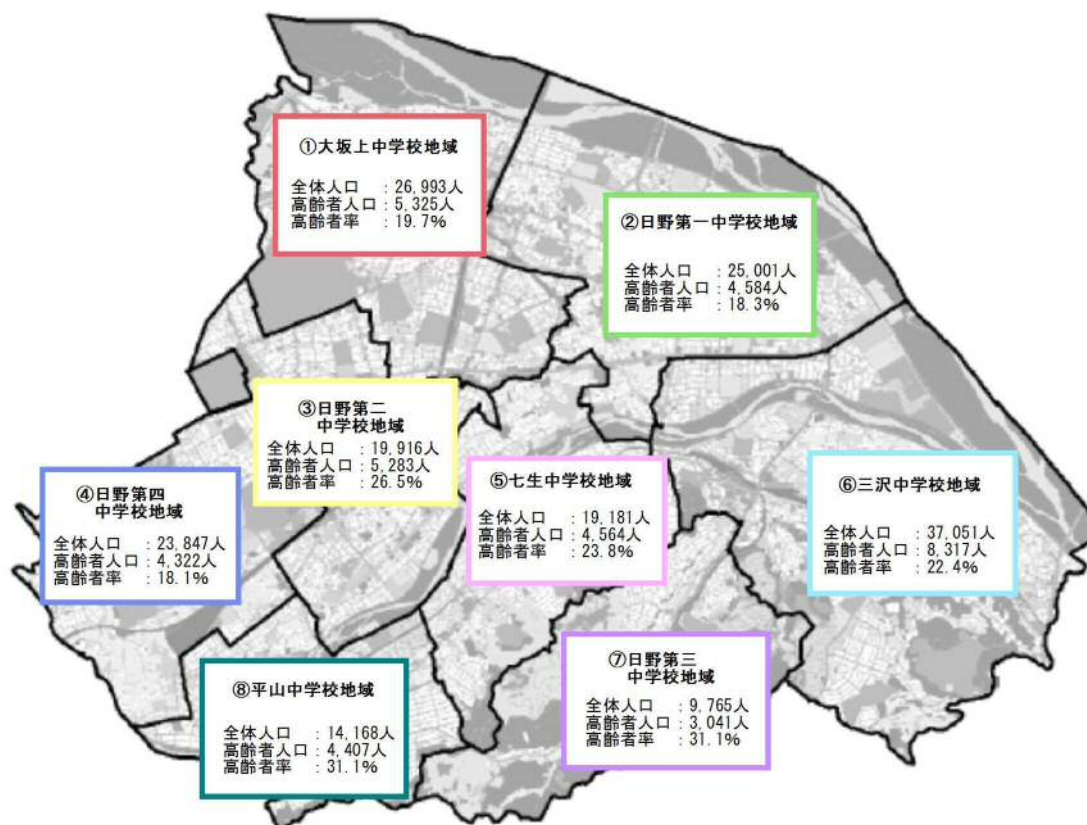
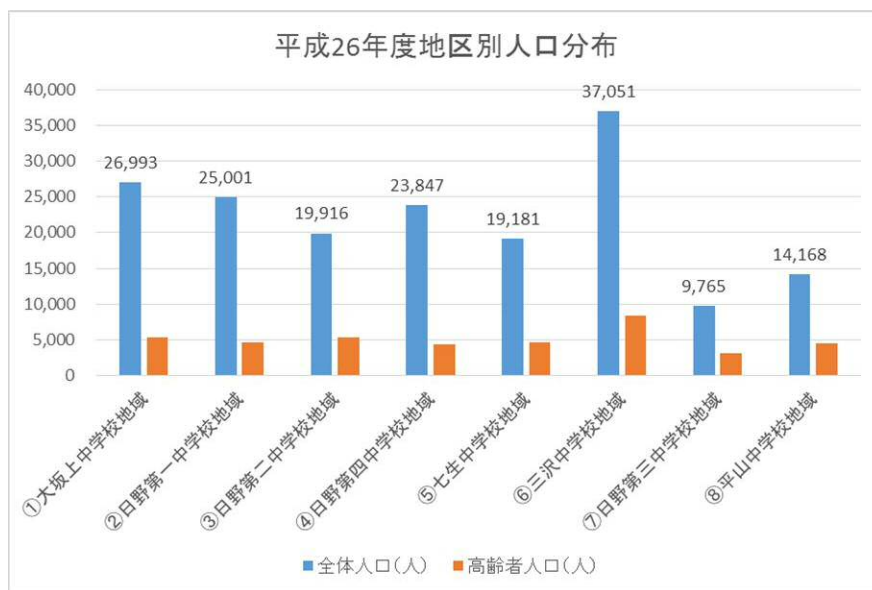
2-2 市民ニーズ

(1) 人口分布と市民のニーズ

①人口分布と高齢化率

下記に、日野市の中学校区ごとの人口分布と高齢化率を示す。

南平は七生中学校地域に属する。南部地域は市内でも高齢化率が高い地域の集まりとなっており、高齢者の活動の場や健康を意識した施設が望まれる。



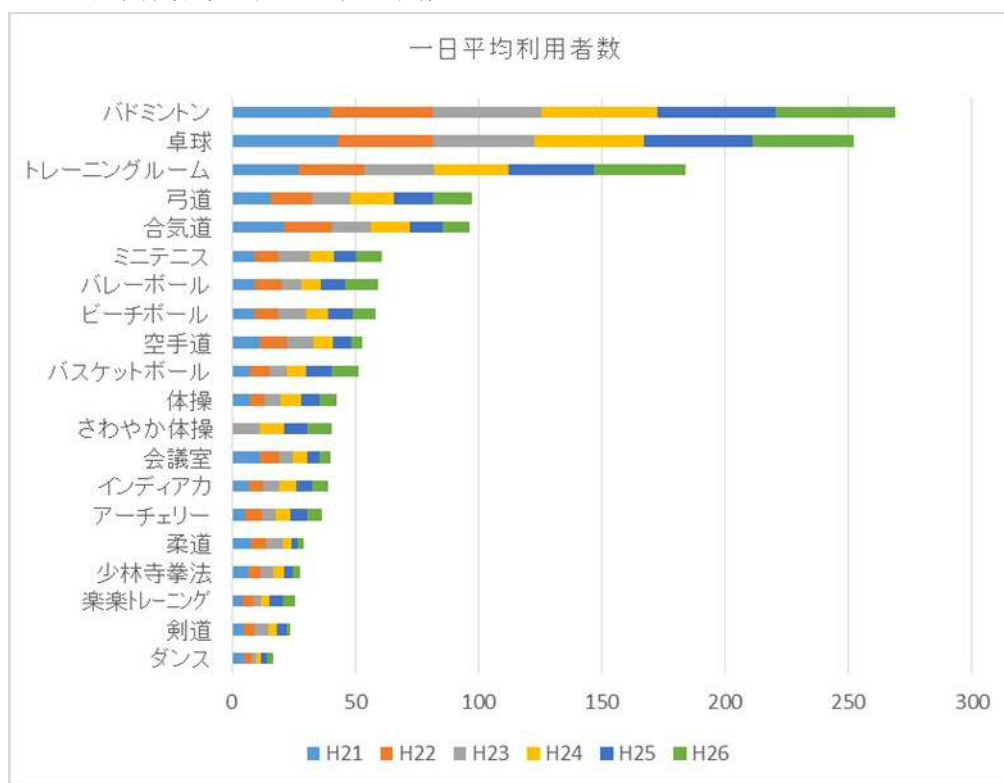
②南平体育館の利用状況

下記に直近6年間の南平体育館の種目別利用状況を示す。

グラフから、バドミントン、卓球、トレーニングルーム等の個人または少人数で利用できる競技の利用者数が多く、剣道、柔道等の利用者数は少ないことがわかる。また、市内では南平体育館にしかできない弓道やアーチェリーの利用もついで多く見られる。

今後、高齢化が進んでいくと、個人利用できるスポーツの需要が高くなる傾向にあると考えられる。

＜南平体育館 種目別利用者数＞



2. 既存施設の状況と市民ニーズ

◇バドミントン

(単位：人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	5,864	5,992	5,618	7,677	8,087	7,437
貸切	7,647	7,993	9,161	8,248	8,112	8,897
計	13,511	13,985	14,779	15,925	16,199	16,334
一日平均	40	41	44	47	48	48

◇卓球

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	9,189	8,305	7,858	9,788	9,969	9,329
貸切	5,327	4,746	5,989	5,235	4,804	4,493
計	14,516	13,051	13,847	15,023	14,773	13,822
一日平均	43	39	41	44	44	41

◇バレーボール

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	913	1,332	622	1,116	937	1,342
貸切	2,183	2,321	2,201	1,426	2,455	3,084
計	3,096	3,653	2,823	2,542	3,392	4,426
一日平均	9	11	8	8	10	13

◇バスケットボール

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	2,273	2,307	2,099	1,891	2,753	2,984
貸切	170	437	285	720	795	618
計	2,443	2,744	2,384	2,611	3,548	3,602
一日平均	7	8	7	8	10	11

◇柔道

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	1,124	1,076	878	998	903	836
貸切	1,545	955	1,450	57	71	0
計	2,669	2,031	2,328	1,055	974	836
一日平均	8	6	7	3	3	2

◇剣道

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	79	146	30	62	9	6
貸切	1,561	1,425	1,698	1,136	1,410	448
計	1,640	1,571	1,728	1,198	1,419	454
一日平均	5	5	5	4	4	1

◇空手道

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	8	18	177	30	78	55
貸切	3,813	3,726	3,343	2,682	2,429	1,441
計	3,821	3,744	3,520	2,712	2,507	1,496
一日平均	11	11	10	8	7	4

◇少林寺拳法

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	2,117	1,634	1,419	1,390	1,176	909
貸切	140	80	180	180	0	100
計	2,257	1,714	1,599	1,570	1,176	1,009
一日平均	7	5	5	5	3	3

◇合気道

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	4,306	3,999	3,037	3,707	3,159	2,292
貸切	2,788	2,563	2,303	1,704	1,292	1,364
計	7,094	6,562	5,340	5,411	4,451	3,656
一日平均	21	19	16	16	13	11

◇ビーチボール

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	1,731	1,836	1,819	1,768	1,866	1,834
貸切	1,380	1,440	1,960	1,150	1,545	1,420
計	3,111	3,276	3,779	2,918	3,411	3,254
一日平均	9	10	11	9	10	10

◇弓道

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	3,563	3,697	3,706	3,873	3,777	4,213
貸切	1,677	1,986	1,524	2,134	1,546	1,122
計	5,240	5,683	5,230	6,007	5,323	5,335
一日平均	16	17	16	18	16	16

◇アーチェリー

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	1,039	1,210	1,211	1,279	1,724	1,528
貸切	792	1,062	755	622	589	448
計	1,831	2,272	1,966	1,901	2,313	1,976
一日平均	5	7	6	6	7	6

◇インディアカ

(単位：人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	656	590	583	615	722	677
貸切	1,591	1,402	1,741	1,590	1,585	1,369
計	2,247	1,992	2,324	2,205	2,307	2,046
一日平均	7	6	7	7	7	6

◇ミニテニス

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	1,862	2,205	2,329	2,323	2,306	2,428
貸切	1,275	970	2,001	960	800	1,110
計	3,137	3,175	4,330	3,283	3,106	3,538
一日平均	9	9	13	10	9	10

◇トレーニングルーム

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	9,101	9,087	9,534	10,113	11,677	12,509
貸切	0	0	0	20	96	0
計	9,101	9,087	9,534	10,133	11,773	12,509
一日平均	27	27	28	30	35	37

◇体操

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	18	1	0	0	0	6
貸切	2,547	1,846	2,291	2,743	2,519	2,324
計	2,565	1,847	2,291	2,743	2,519	2,330
一日平均	8	5	7	8	7	7

◇ダンス

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	1	16	4	40	10	43
貸切	1,661	935	800	625	830	886
計	1,662	951	804	665	840	929
一日平均	5	3	2	2	2	3

◇音楽トレーニング

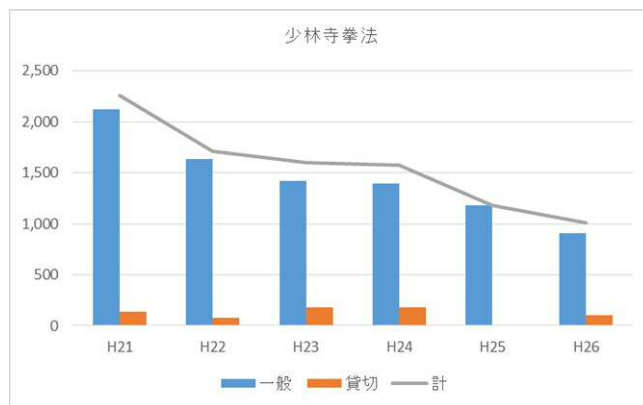
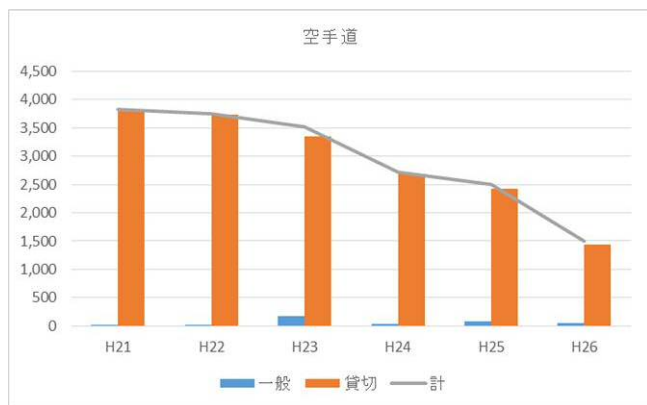
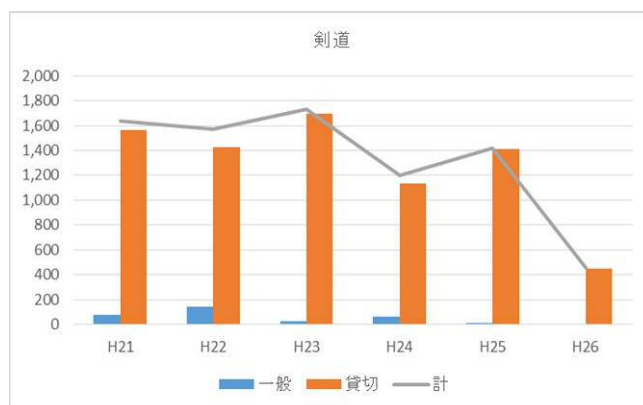
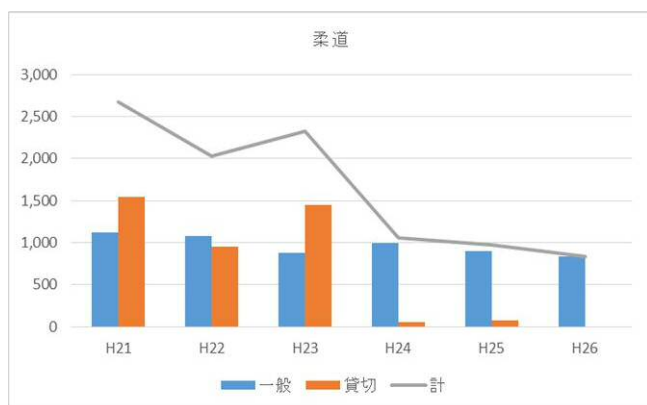
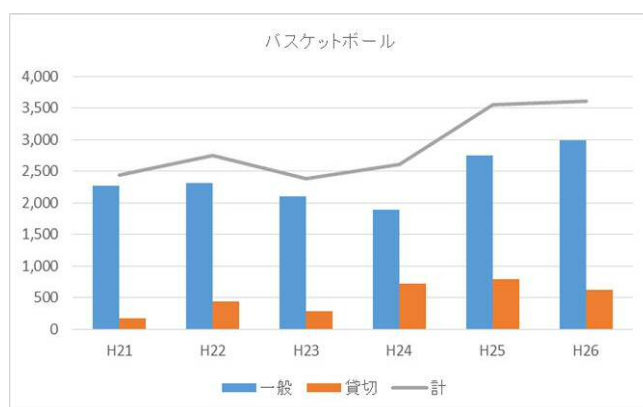
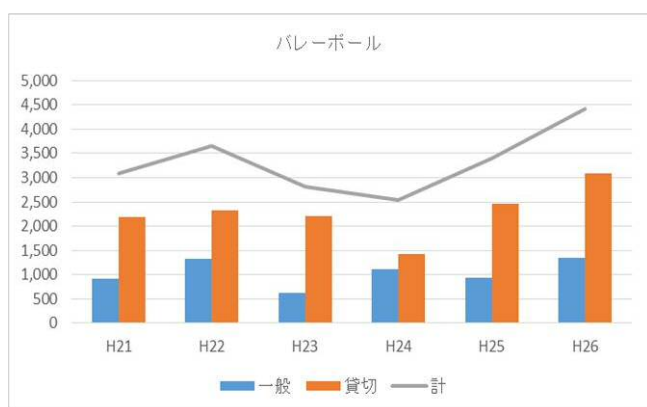
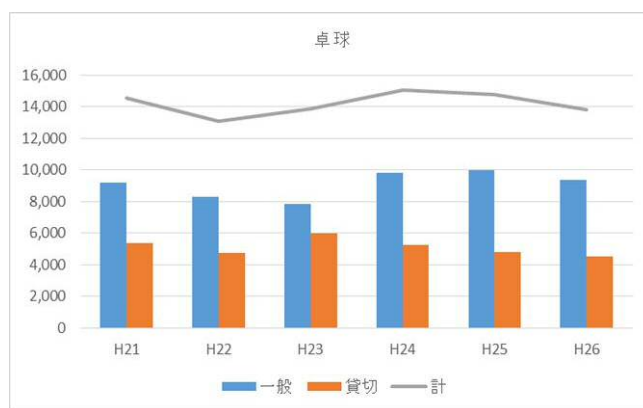
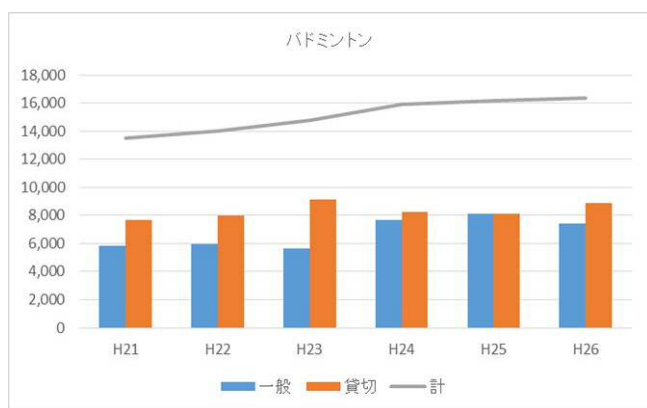
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	34	0	20	72	118	0
貸切	1,430	1,500	959	1,097	1,687	1,744
計	1,464	1,500	979	1,169	1,805	1,744
一日平均	4	4	3	3	5	5

◇さわやか体操

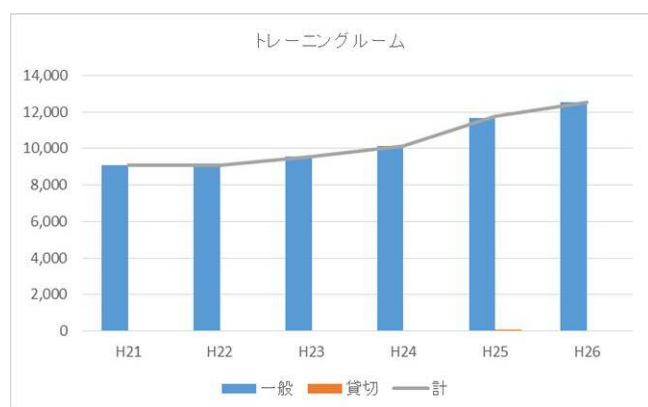
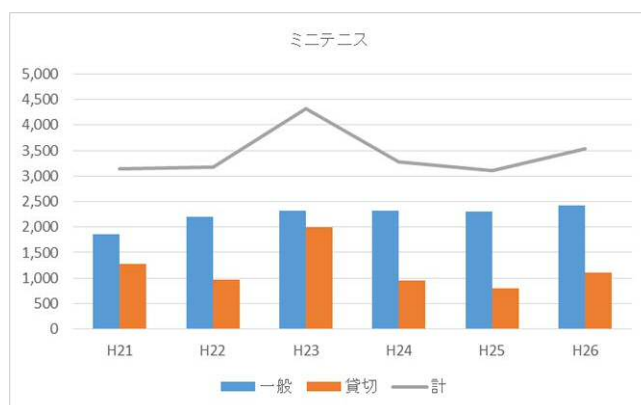
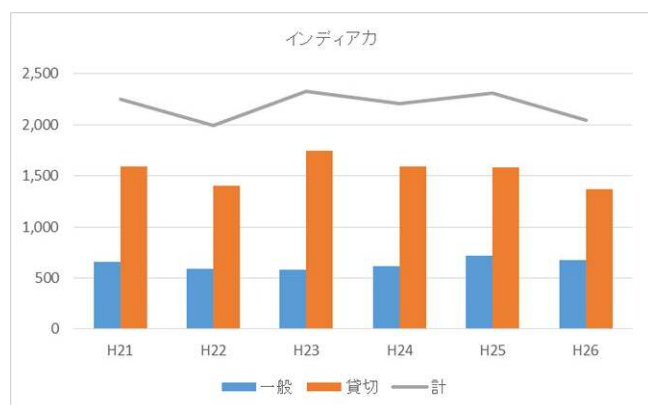
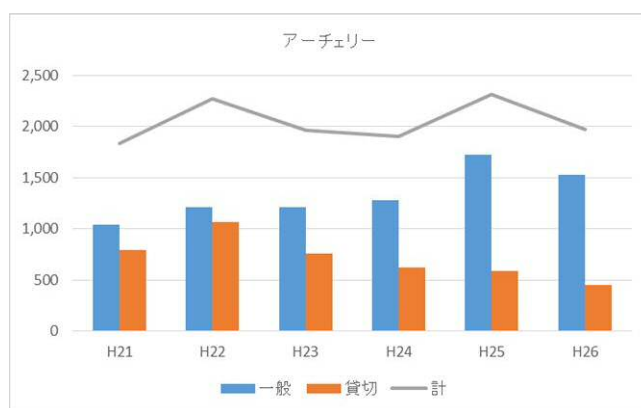
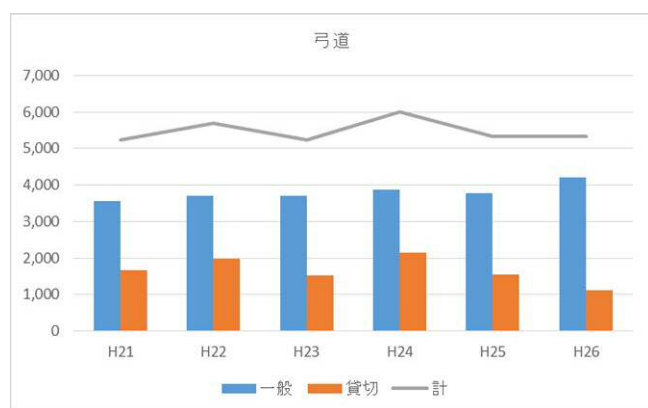
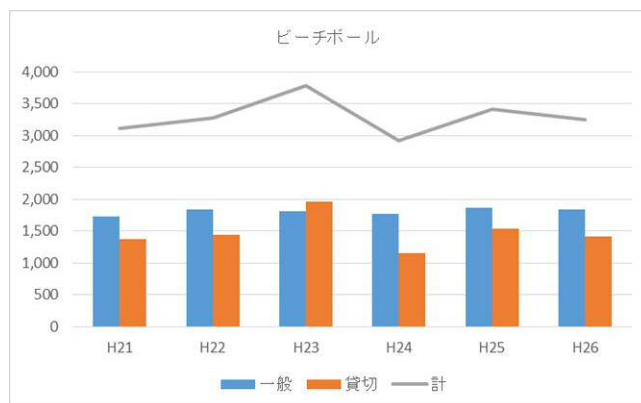
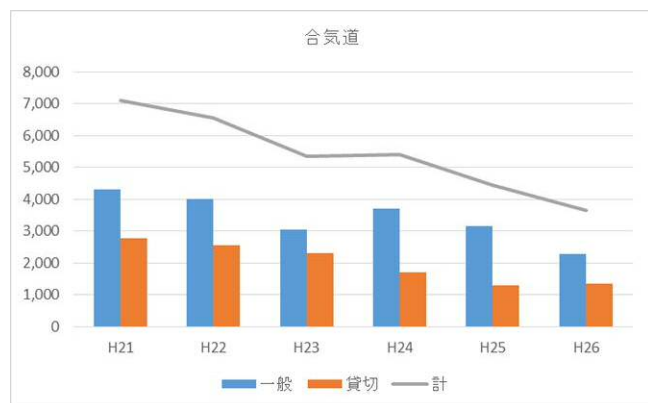
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般			0	0	0	0
貸切			3,801	3,366	3,146	3,398
計			3,801	3,366	3,146	3,398
一日平均			11	10	9	10

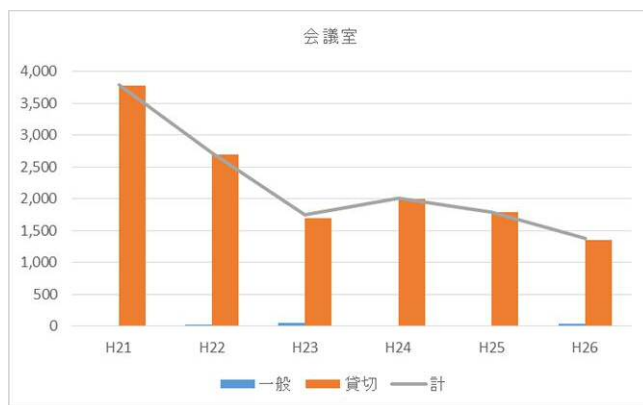
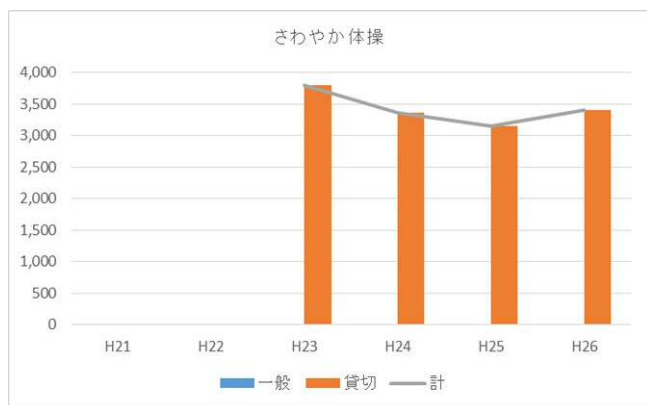
◇会議室

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般	4	28	53	4	9	33
貸切	3,783	2,694	1,702	2,003	1,785	1,350
計	3,787	2,722	1,755	2,007	1,794	1,383
一日平均	11	8	5	6	5	4



2. 既存施設の状況と市民ニーズ





③利用者来館方法について

平成 27 年 12 月の 1 ヶ月間、南平体育館の駐車場及び駐輪場の使用状況について、午前、午後、夜間それぞれの時間帯の使用状況を調査した。

下記に、1 日ごとの自動車、自転車、バイクの集計結果を曜日ごとに振り分け、各曜日の平均台数を出した。

集計結果より、自動車で来館する台数について、50 台を超える日は、日曜日の午前と午後、火曜日の午後に数台超えるのみで、そのほかは 45 台以内であった。また、自転車については、最大で火曜日の午後の時間帯で 32 台であった。

＜南平体育館 曜日・来館方法別集計結果＞

	日				月				火				水			
	AM10	PM12	PM7	合計	AM10	PM12	PM7	合計	AM10	PM12	PM7	合計	AM10	PM12	PM7	合計
自動車	59	51	15	125	35	31	13	79	37	52	19	108	30	39	28	96
自転車	22	21	7	49	21	16	21	58	7	32	23	63	15	14	11	40
バイク	3	3	0	6	5	0	2	7	0	1	3	4	1	1	2	4
	木				金				土							
	AM10	PM12	PM7	合計	AM10	PM12	PM7	合計	AM10	PM12	PM7	合計				
自動車	25	42	24	91	45	40	12	97	23	31	9	63				
自転車	9	19	20	49	21	22	14	57	22	15	10	47				
バイク	1	1	4	7	2	2	3	6	0	2	1	4				

(2) 周辺自治体の状況

「東京都における公立スポーツ施設」(平成25年度版)をもとに、東京都26市別、市民一人当たりの体育館面積を算出し、順位付けを行った。日野市は、南平体育館、新町交流センター、市民の森ふれあいホールの3施設の面積の合計となっており、26市の順位付けでは、ちょうど中間あたりに位置している。

◆ 東京都26市 一人当たりの体育館面積順

自治体	施設数	体育館数	面積(m ²)							面積合計	人口 (人)	一人当たりの体育館面積 (m ² /人)
			体育館	トレーニング場	柔道場	剣道場	武道場	弓道場	卓球場			
福生市	3	5	3,331	410	132	132		315	229	4,549	58,200	0.078
羽村市	1	2	2,502	662	357			232	214	3,967	55,890	0.071
あきる野市	2	4	3,500	484	228	228	350	79		4,869	80,713	0.060
稲城市	2	4	3,656	208	244	244		141		4,493	86,987	0.052
府中市	8	9	7,764	775			990	380	360	10,269	258,661	0.040
武蔵村山市	1	2	2,360	160	250					2,770	70,534	0.039
狛江市	2	4	2,474	150			390			3,014	80,705	0.037
多摩市	1	2	2,663	575			1,477	128	244	5,087	147,542	0.034
立川市	2	4	5,100	454	不明			不明		5,554	180,197	0.031
武蔵野市	1	3	2,946	420	228	228		102	320	4,244	142,578	0.030
清瀬市	2	2	1,646	365			203			2,214	74,423	0.030
国立市	1	3	1,709	500						2,209	75,445	0.029
青梅市	2	4	3,404	268				164		3,836	136,459	0.028
日野市	3	3	3,649	121	927	210		219		5,126	183,327	0.028
昭島市	2	5	1,978	372	202	202		260		3,014	111,327	0.027
東村山市	1	2	2,133	497		288	286	231	555	3,990	151,691	0.026
東久留米市	2	2	2,030	216	220	213		84	243	3,006	116,255	0.026
東大和市	1	3	2,174	不明						2,174	85,302	0.025
小平市	1	3	2,524	355			767	291	776	4,713	189,777	0.025
国分寺市	3	6	2,425	399			150			2,974	122,256	0.024
西東京市	3	6	3,608	403	167	237	291			4,706	199,473	0.024
小金井市	1	2	1,719	412	267	267				2,665	120,928	0.022
町田市	2	5	5,580	1,237	550	550		691		8,608	428,966	0.020
調布市	3	5	3,006	138						3,144	226,343	0.014
八王子市	2	7	4,505	185	202			207		5,099	579,372	0.009
三鷹市	1	2	1,282	72				180		1,534	188,364	0.008

※「東京都における公立スポーツ施設」の体育館・トレーニング場・柔剣道場・武道場・弓道場・卓球場の合計面積による順位付けとする。

(3) 利用者アンケート

南平体育館において、平成 26 年 9 月から平成 27 年 3 月の間、市が利用者へのアンケートを紙媒体で行った。(アンケート回収数：200 件)

アンケートの集計結果から、下記のような回答が多数を占め、周辺住民の利用傾向が高いことが窺える。アンケート結果を次頁以降に示す。

- ・利用者 : 50～70 歳代が多い
- ・居住エリア : 南平地区、平山地区、豊田地区などの市内が多い
- ・主な交通手段 : 自動車、自転車・バイクが圧倒的に多い
- ・体育館までの所要時間 : 15 分～30 分以内が多数を占める
- ・職業 : 専業主婦、無職が多い
- ・利用頻度 : 20 回以上のリピーターが多い
- ・南平体育館を利用する理由 : 自宅が近いから、施設利用料金が安いから等
- ・南平体育館に期待する設備等 : 無料休憩スペースの充実、トレーニングルームの充実等

南平体育館利用アンケート調査のお願い

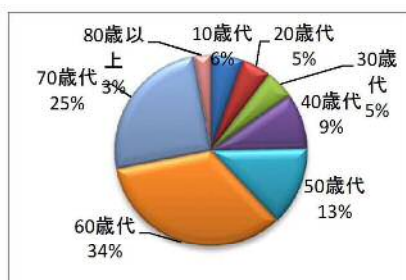
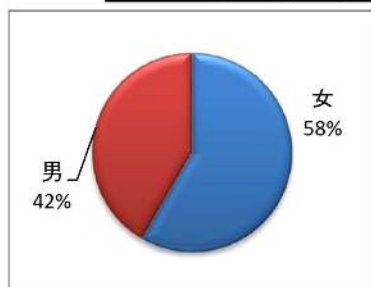
9/19~3/31

200件

設問1 あなたのことについてお聞かせください。

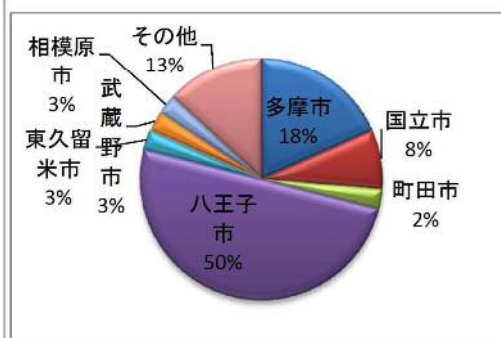
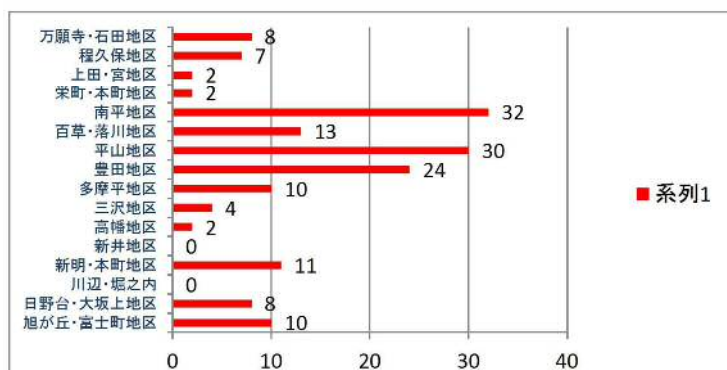
性別	女	男
①	115	82

年齢	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
②	11	10	10	19	27	69	51	6



市内	旭が丘・富士町地区	日野台・大坂上地区	川辺・堀之内	新明・本町地区	新井地区	高幡地区	三沢地区	多摩平地区
③ 住居エリア	10	8	0	11	0	2	4	10
	豊田地区	平山地区	百草・落川地区	南平地区	栄町・本町地区	上田・宮地区	程久保地区	万願寺・石田地区
	24	30	13	32	2	2	7	8

市街	多摩市	国立市	町田市	八王子市	東久留米市	武蔵野市	相模原市	その他
住居エリア	7	3	1	19	1	1	1	5



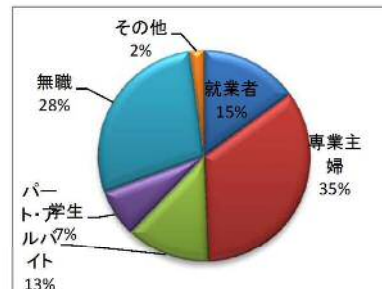
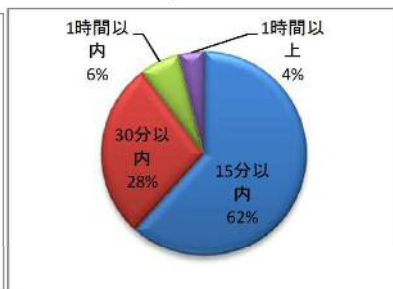
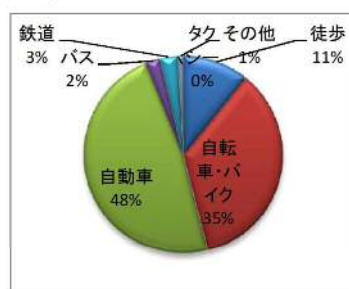
④ 本施設までの主な交通手段をお聞かせください。

徒歩	自転車・バイク	自動車	バス	鉄道	タクシー	その他
23	75	102	5	6	0	2

・バスと徒歩

⑤ 南平体育館までの所要時間。

15分以内	30分以内	1時間以内	1時間以上
126	57	13	8



⑥ ご職業。

職業	就業者	専業主婦	パート・アルバイト	学生	無職	その他
⑥	27	62	23	13	51	4

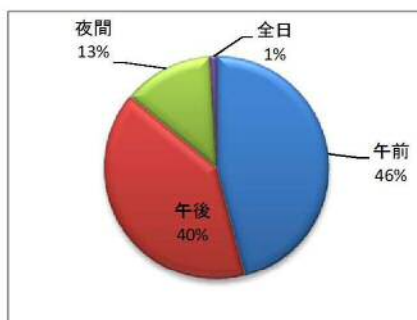
設問2 利用の日時についてお聞かせください

曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
①	17	60	21	80	32	82	37

時間	午前	午後	夜間	全日
②	95	83	27	2

設問3 本日の利用についてお聞かせください

本施設のの利用頻度 利用回数(年間)	初めて	2～3回	4～9回	10～19回	20回以上
	6	15	7	14	157

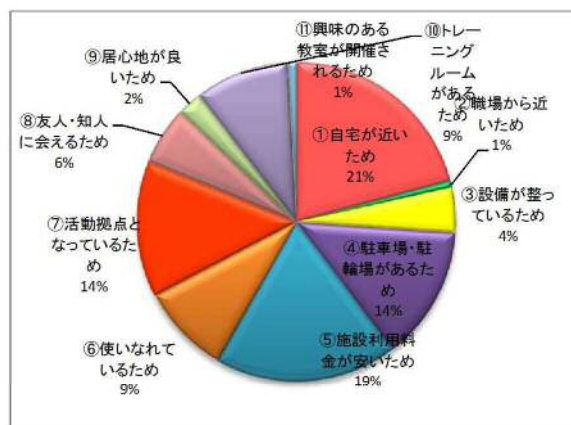


設問4 本日の利用目的にあてはまるもの全てに○を付けて下さい。

団体利用	個人利用	大会参加	主催事業	アリーナ	柔道場	剣道場	弓道場	トレーニング	会議室
61	98	8	3	36	0	11	4	38	1

設問5 あなたが南平体育館を利用する理由について。

①自宅が近い	92
②職場から近い	3
③設備が整っている	20
④駐車場・駐輪場がある	60
⑤施設利用料金が安い	82
⑥使いなれている	40
⑦活動拠点となっている	61
⑧友人・知人に会える	26
⑨居心地が良い	11
⑩トレーニングルームがある	42
⑪興味のある教室が開催される	4



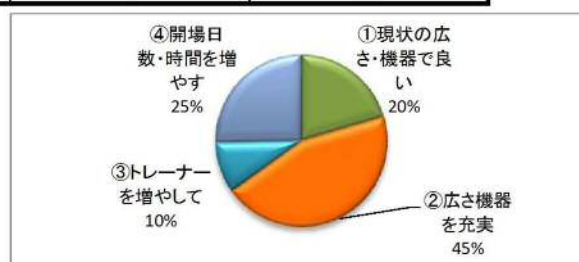
設問6 トレーニングルームについて

① 月何回トレーニングルームを利用しますか。

初めて	2～3回	4～9回	10回以上	利用しない
1	14	20	19	75

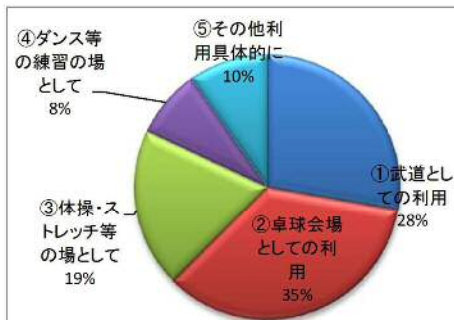
② トレーニングルームの機器・開館日時等について

①現状の広さ・機器で良い	②広さ機器を充実	③トレーナーを増やして	④開場日数・時間を増やす
17	37	8	21



設問7 柔道場・剣道場の利用方法について。

①武道としての利用	20	④ダンス等の練習の場として	6
②卓球会場としての利用	25	⑤その他利用具体的に	7
③体操・ストレッチ等の場として	14		



- ・柔道場・剣道場でも体操の時は暑いので冷暖房設備があれば尚良いと思います
- ・室間切り板の設置。
- ・使わない
- ・今まで通り併用(卓球等)
- ・多目的が良い。決まらずにこの広さで出来る物なら何でも認めてほしい
- ・市民大会控室。
- ・個人利用の道具貸出。

設問8 メインアリーナについてあてはまるものをお答えください。

① 照明設備について

①暗い	②明るい	③丁度いい
69	6	63

②空調設備について

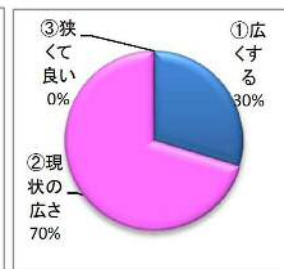
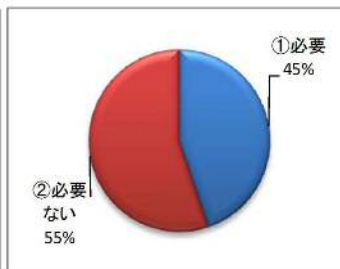
①冷暖房設備必要	②現状空調設備は不要
86	51

③ 観客席について。

①必要	②必要ない
56	69

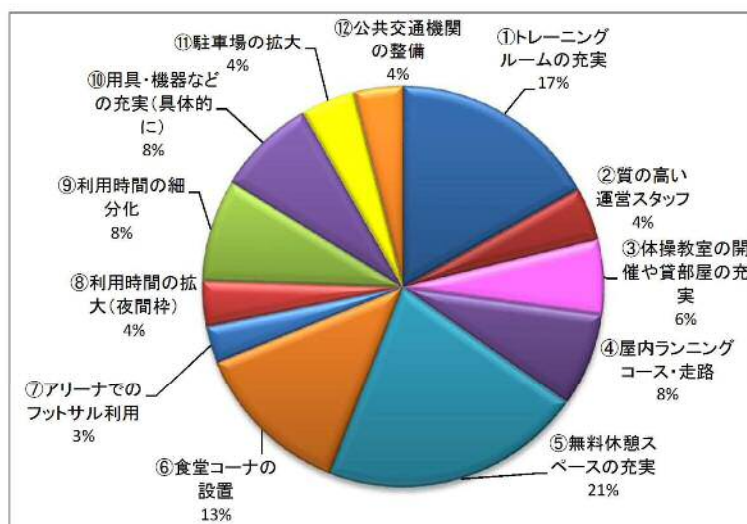
④広さについて。

①広くする	②現状の広さ	③狭くて良い
35	83	0



設問9 今後、南平体育館に期待する設備・サービス等がありますか。

①トレーニングルームの充実	51	⑦アリーナでのフットサル利用	9
②質の高い運営スタッフ	13	⑧利用時間の拡大(夜間枠)	11
③体操教室の開催や貸部屋の充実	18	⑨利用時間の細分化	25
④屋内ランニングコース・走路	23	⑩用具・機器などの充実(具体的に)	24
⑤無料休憩スペースの充実	64	⑪駐車場の拡大	13
⑥食堂コーナーの設置	39	⑫公共交通機関の整備	12



- ・バレーボールネット・ボールカバー
- ・バランスボール・メディシンボール等
- ・弓道場の充実。
- 卓球用 プール拾い用のネット
- 利用時間細分化には反対
- イベント開催時、一般利用者が駐車できない
- インディアカーネットを交換して欲しい
- ネット・ボールなど壊れているので取り替えてほしい。
- ネットなど痛んだときの対処の仕方
- フットサルをして欲しくない。観覧席をもっと広く。
- バレーボールネットが9人制と6人制ははっきり分けてほしい
- ・バドミントンボール、ネット、暗幕。
- ・市内施設循環バス等、割安料金で。
- ・ボール、ネットがとても古く破れていたり使えない状態のものがある。新調していただきたいです
- ・ラケット、ボール、シャトルなどの貸出。

3. 計画条件の整理

3. 計画条件の整理

計画にあたっては、建築基準法や関係法規、都市計画法や条例等、様々な条件を満たす必要がある。以下に主だった法的条件を整理する。

3-1 法的条件の整理

(1) 建築基準法、東京都建築安全条例

本敷地は、第二種中高層住居専用地域であり、建ぺい率 60%、容積率 200%であるが、角地であることから、建ぺい率に関しては 10%の緩和が認められる。

また、現行の用途地域では、体育館の建築が建築基準法で制限されていることから、用途地域の都市計画変更または特別用途地区の指定と建築条例による建築物の用途の緩和が必要となる。

日野市マスタープランでは、南平体育館の充実化が求められており、今後のまちづくりは一律に用途地域を変更するのではなく、特別用途地区や地区計画を活用して進めるとしている。

項 目		法令番	規 定																								
建築等に関する申請及び確認 (用途) (特殊建築物)		法 6 条、 同別表 1 令 115 条 の 3	スポーツ施設は、建築基準法における「特殊建築物」に該当するものとなる。以下のように、観覧席の有無により、法規上の用途が異なる。 観覧席を有しない場合、法別表第 1 (3) 項「体育館その他これらに類するもの（ボーリング場、スケート場、水泳場、又はスポーツの練習場）」。 観覧席を有する場合、計画内容により、法別表第 1 (1) 項「観覧場」となる。																								
耐火・準耐火		法 27 条	<table><tr><th colspan="2" rowspan="3"></th><th colspan="3">必要とする構造</th></tr><tr><th colspan="2">耐火建築物</th><th>耐火建築物又は準耐火建築物</th></tr><tr><th>当該用途に供する階</th><th>当該用途に供する部分の床面積</th><th>当該用途に供する部分の床面積の合計</th></tr><tr><td rowspan="2">用途</td><td>観覧場</td><td>3 階以上の階に設けるもの</td><td>客席床面積≧200 m² (屋外≧1,000 m²)</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr><tr><td>体育館</td><td>3 階以上の階に設けるもの</td><td></td><td>≧2,000 m²</td></tr></table>						必要とする構造			耐火建築物		耐火建築物又は準耐火建築物	当該用途に供する階	当該用途に供する部分の床面積	当該用途に供する部分の床面積の合計	用途	観覧場	3 階以上の階に設けるもの	客席床面積≧200 m ² (屋外≧1,000 m ²)			体育館	3 階以上の階に設けるもの		≧2,000 m ²
		必要とする構造																									
		耐火建築物		耐火建築物又は準耐火建築物																							
		当該用途に供する階	当該用途に供する部分の床面積	当該用途に供する部分の床面積の合計																							
用途	観覧場	3 階以上の階に設けるもの	客席床面積≧200 m ² (屋外≧1,000 m ²)																								
	体育館	3 階以上の階に設けるもの				≧2,000 m ²																					
第一章 総 則	建築物の敷地と道路との関係	東京都建築安全条例 第 4 条	延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計とする。）が千平方メートルを超える建築物の敷地は、その延べ面積に応じて、次の表に掲げる長さ以上道路に接しなければならない。 <table><tr><th>延べ面積</th><th>長さ</th></tr><tr><td>千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの</td><td>6 m</td></tr><tr><td>二千平方メートルを超え、三千平方メートル以下のもの</td><td>8 m</td></tr><tr><td>三千平方メートルを超えるもの</td><td>10m</td></tr></table> 2 延べ面積が三千平方メートルを超え、かつ、建築物の高さが十五メートルを超える建築物の敷地に対する前項の規定の適用については、同項中「道路」とあるのは、「幅員六メートル以上の道路」とする。 3 前二項の規定は、建築物の周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により知事が安全上支障がないと認める場合においては、適用しない。				延べ面積	長さ	千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの	6 m	二千平方メートルを超え、三千平方メートル以下のもの	8 m	三千平方メートルを超えるもの	10m													
延べ面積	長さ																										
千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの	6 m																										
二千平方メートルを超え、三千平方メートル以下のもの	8 m																										
三千平方メートルを超えるもの	10m																										

第二章 特殊建築物	前面道路の幅員	東京都建築安全条例 第10条の2	体育館：幅員6m以上の道路に接し、かつ、当該道路に面して当該敷地の自動車の出入口を設けなければならない。ただし、建築物の周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により知事が安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。												
	道路に接する部分の長さ	東京都建築安全条例 第10条の3	特殊建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる長さ以上道路(前条の規定の適用を受ける特殊建築物の敷地にあつては、同条の規定により接しなければならない道路)に接しなければならない。ただし、建築物の周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により知事が安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。 <table><tr><td>特殊建築物の用途に供する部分の床面積の合計</td><td>長さ</td></tr><tr><td>五百平方メートル以下のもの</td><td>4 m</td></tr><tr><td>五百平方メートルを超え、千平方メートル以下のもの</td><td>6 m</td></tr><tr><td>千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの</td><td>8 m</td></tr><tr><td>二千平方メートルを超えるもの</td><td>10m</td></tr></table>	特殊建築物の用途に供する部分の床面積の合計	長さ	五百平方メートル以下のもの	4 m	五百平方メートルを超え、千平方メートル以下のもの	6 m	千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの	8 m	二千平方メートルを超えるもの	10m		
特殊建築物の用途に供する部分の床面積の合計	長さ														
五百平方メートル以下のもの	4 m														
五百平方メートルを超え、千平方メートル以下のもの	6 m														
千平方メートルを超え、二千平方メートル以下のもの	8 m														
二千平方メートルを超えるもの	10m														
第八節 興行場等	客席の定員	東京都建築安全条例 第40条	この節の規定において興行場等の客席の定員を算定する方法は、次に定めるところによるものとする。 一 個人別に区画されたいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数値とする。 二 長いす式のいす席を設ける部分については、当該いす席の正面の幅を四十センチメートルで除して得た数値とする。 三 ます席又は栈敷席を設ける部分については、当該部分の床面積を〇・三平方メートルで除して得た数値とする。 四 立ち席を設ける部分については、当該部分の床面積を〇・二平方メートルで除して得た数値とする。												
	敷地と道路との関係	東京都建築安全条例 第41条	興行場等の敷地は、客席の定員に応じて次の表に掲げる幅員以上の道路に敷地の外周の長さの六分の一以上を接しなければならない。ただし、建築物の配置、用途及び構造、建築物の周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により知事が安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。 <table><tr><td>客席の定員</td><td>幅員</td></tr><tr><td>三百人以下のもの</td><td>4 m</td></tr><tr><td>三百人以上六百人以下のもの</td><td>6 m</td></tr><tr><td>六百人以上千二百人以下のもの</td><td>8 m</td></tr><tr><td>千二百人以上二千四百人以下のもの</td><td>12m</td></tr><tr><td>二千四百人以上のもの</td><td>16m</td></tr></table> 2 一の建築物内にある二以上の興行場等がそれぞれ耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十四項第二号に定める特定防火設備で区画され、かつ、それぞれの主要な出入口が他の道路に面する場合における前項の規定の適用については、同項中「客席の定員」とあるのは、「区画されたそれぞれの興行場等における客席の定員のうち最大のもの」とする。 3 前項の規定は、区画されたそれぞれの興行場等の主要な出入口が、それぞれの興行場等について第一項の規定を適用した場合に接しなければならない道路の幅員以上の道路に面していないときは、適用しない。	客席の定員	幅員	三百人以下のもの	4 m	三百人以上六百人以下のもの	6 m	六百人以上千二百人以下のもの	8 m	千二百人以上二千四百人以下のもの	12m	二千四百人以上のもの	16m
	客席の定員	幅員													
三百人以下のもの	4 m														
三百人以上六百人以下のもの	6 m														
六百人以上千二百人以下のもの	8 m														
千二百人以上二千四百人以下のもの	12m														
二千四百人以上のもの	16m														
前面空地	東京都建築安全条例 第42条	興行場等の主要な出入口の前面には、〇・一平方メートルに客席の定員の数乗じて得た面積以上の空地を設けなければならない。 2 耐火建築物である興行場等の前面に設けられる寄り付きで、次に掲げる要件に適合するものは、前項の規定の適用については、空地とみなす。 一 柱又は壁の類を有しないこと。 二 四・五メートル以上の高さを有すること。(平五条例八・全改) →主要な出入口の前面に客席数×0.1 m ² の空地を確保する。													

客席部の出入口	東京都建築安全条例 第 43 条	興行場等の各階の客席部の出入口は、次に定めるところによらなければならない。 <table><tr><th>客席部の定員</th><th>出入口の数</th></tr><tr><td>250 人以下のもの</td><td>2</td></tr><tr><td>251 人以上 500 人以下のもの</td><td>3</td></tr><tr><td>501 人以上 1000 人以下のもの</td><td>4</td></tr><tr><td>1001 人以上 2000 人以下のもの</td><td>5</td></tr><tr><td>2001 人以上のもの</td><td>6</td></tr></table> 一 出入口は、客席の定員に応じて上の表に定める数以上設けること。 二 出入口は、避難上有効に配置すること。 三 出入口の幅は、一・二メートル以上とすること。 四 出入口の幅の合計は、〇・八センチメートルに客席の定員の数を乗じて得た数値以上とすること。 五 出入口の床面は、これに接する廊下及び客席内の通路の床面と同じ高さとする こと。(平五条例八・全改)	客席部の定員	出入口の数	250 人以下のもの	2	251 人以上 500 人以下のもの	3	501 人以上 1000 人以下のもの	4	1001 人以上 2000 人以下のもの	5	2001 人以上のもの	6
	客席部の定員	出入口の数												
250 人以下のもの	2													
251 人以上 500 人以下のもの	3													
501 人以上 1000 人以下のもの	4													
1001 人以上 2000 人以下のもの	5													
2001 人以上のもの	6													
客用の廊下	東京都建築安全条例 第 44 条	興行場等の客用の廊下は、次に定めるところによらなければならない。 一 客席の定員が三百一人以上の階には、その客席の両側及び後方に互いに連絡する廊下を設け、客席に通ずる出入口を設けること。 二 廊下の幅は、客席の定員が五百人以下の場合は一・二メートル以上とし、五百一人以上の場合は一・二メートルに五百人を超える百人以内ごとに十センチメートルを加えた数値以上とすること。 三 廊下の幅は、避難する方向に向かつて狭くしないこと。 四 床に高低がある場合は、次によること。 イ 勾こう配は、十分の一以下とすること。 ロ 階段状とするときは、段を連続させることとし、二段以下としないこと。 (平五条例八・全改、平一一条例四一・一部改正)												
階段の構造	東京都建築安全条例 第 45 条	興行場等の階段は、次に定めるところによらなければならない。 一 直通階段は、避難上有効に配置すること。 二 直通階段の幅の合計は、〇・八センチメートルに客席の定員の数を乗じて得た数値以上とすること。 三 階段には、回り段を設けないこと。(平五条例八・全改)												
屋外へ通ずる出入口等	東京都建築安全条例 第 46 条	興行場等の屋外へ通ずる出入口は、次に定めるところによらなければならない。 一 避難上有効に二以上配置すること。 二 出入口のうち、一以上は第四十一条第一項の規定により接しなければならない道路に、その他のものは屋外の通路に面すること。 三 幅は、一・二メートル以上とすること。 四 幅の合計は、〇・八センチメートルに客席の定員の数を乗じて得た数値以上とすること。 2 出入口が面する屋外の通路の幅員は、その通路を使用する出入口の幅の合計以上としなければならない。 3 前項の通路は、道路に避難上有効に通ずるように設けなければならない。 (平五条例八・全改)												

用途制限	法 48 条、 別表 2	本敷地は、現在第二種中高層住居専用地域である。		
		用途地域	体育館の建設	客席の設置
		第二種中高層住居専用地域	不可	不可
		第一種住居地域	当該用途部分 3000 m ² 以内まで可	不可
		第二種住居地域	可	不可
		準住居地域	可	200 m ² 未満まで可
容積率	法 52 条	法定以下 (200%)		
建蔽率	法 53 条	法定以下 (70% : 60% + 10% 角地緩和)		
高さ制限	法 56 条	道路斜線：勾配 1.25、適用距離 20m 隣地斜線：立上り 20m + 勾配 1.25 北側斜線：立上り 10m + 勾配 1.25 高度地区：第 2 種（立上り 5m + 勾配 1.25）		
日影規制	法 56 条 の 2	第二種中高層住居専用地域：日影時間 3/2 時間 規制対象：高さ 10m を超える 測定面までの高さ：4m		

3. 計画条件の整理



用途		地域		日影規制							
用途地域種別	表示	容積率	高度地区	防火および準防火地域	日影が規制される建築物	規制種別	規制される日影時間		測定水平面 (平均地面からの高さ)		
							敷地境界線からの水平距離 5mをこえ10m以内	10mをこえる			
第1種低層住居専用地域		50/30	30	50	指定なし	軒高が7mをこえる建築物または地上3階以上の建築物	(一)α	3時間以上	2時間以上	1.5m	
		50/30	30	60							
		50/40	40	80			(二)β	4時間以上	2.5時間以上		
		50/50	50	100							
		50/150	50	150							
第1種中高層住居専用地域		100/40	40	100	準防火	高さが10mをこえる建築物	(一)δ	3時間以上	2時間以上	4m	
		100/50	50	100							
		100/150	50	150							
		100/200	50	150							第2種
		200/60	60	200							
200/80	60	200	第2種								
第2種中高層住居専用地域		100/50		50	100	第1種					
		200/60	60	200							
第1種住居地域		200/60	60	200	第2種						
		200/80	60	200							
第2種住居地域		200/60	60	200	第1種						
		200/80	60	200							
準住居地域		200/60	60	200	指定なし						
準工業地域		200/60	60	200							
近隣商業地域		200/80	80	200							
		300/80	80	300		第3種					
工業地域		200/60	60	200							
		300/80	80	300							
商業地域		400/80	80	400	防火						
		400/80	80	400							
		500/80	80	500							

凡例	
	市街化区域・市街化調整区域界
	地域・地区境界線
	生産緑地地区
	都市計画道路
	多摩都市モノレール
	駐車場
	都市計画河川
	都市計画公園・緑地
	特別緑地保全地区
	区画整理区域
	地区計画
	一団地の住宅施設
	高層地区 (第1種) 容積率 (100%) 建ぺい率 (80%)
	宅造成工事規制区域
	都立多摩丘陵自然公園
	多摩丘陵北部近郊緑地保全区域

(2) 消防法

消防法におけるスポーツ施設のとらえ方は、基本的には建築基準法の考え方に従うものではあるが、施設の規模や大小にかかわらず、観客席の有無によって規定内容が明確に区別されている。本施設の観覧席については、大会時の休憩場所としての利用を想定しており、イベント等興行的な催事を想定していない。扱いについては、今後消防との協議によるものである。

□消防法「政令別表第一に掲げる防火対象物の定義等（スポーツ施設関連）」

※東京消防庁監修「予防事務審査・検査基準 平成13年改訂版」より

項目	定義	該当用途例	補足事項
(1)項イ	4 観覧場とはスポーツ、見世物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。	客席を有する各競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）	1. 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で…（略）…、スポーツ等を観覧できるものであること 2. 客席には、いす席、座り席、立ち席が含まれるものであること 3. 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること 4. 事務所の体育施設等で、公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないこと
(15) 項	その他の事業場とは、(1) 項から (4) 項までにあげる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること、非営利的事業であることを問わず、事業活動の専ら行われる一定の施設をいう	…（略）…体育館、ゴルフ練習場、水族館、屋内ゲートボール場（観覧席がないもの）、ミニゴルフ場	3. 観覧席（小規模な選手控席を除く）を有しない体育館は本項に該当するものであること

□「複合用途の判定」（消防庁通達第41号、昭50.4.15）

用途の内容	判定内容
主・従用途を有する施設	以下の①～③全てに当てはまる場合を除き、複合用途扱いとなる ① 管理権限を有するものが、主・従用途各々同一である ② 主・従用途において共に利用者が同一であるか又は密接な関係にある ③ 主・従用途において共に利用時間がほぼ同一である 注：主・従用途とは…主にスポーツ施設では以下のものが考えられる ・主用途＝体育室、客席、ロビー、切符売場、更衣室、器具庫など ・従用途＝利便に供される部分：食堂、売店、専用駐車場など ・密接な関係にある部分：展示室、会議室、ホールなど
主・従用途の関係にないものが混在する施設	以下の①～②全てに当てはまる場合を除き、複合用途扱いとなる ① 主用途に供される部分の床面積が延べ面積の90%以上である ② 主用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である 注：主用途あるいは、それ以外の独立した用途に供される部分の両者に共用される以下のものは、各々の面積に応じ按分される ・玄関、ロビー、廊下、E V等 ・設備室、ダクトスペース等

□「消防法政令別表第一（16）項に係る判断基準」（消防庁通達、昭 51.4.8）

以下の①～②全てに当てはまる場合、特定用途が存在する施設であっても（16）項として扱う

- ① 特定用途部分の床面積の合計＜延べ面積×10％
- ② 特定用途部分の床面積の合計＜300 m²

（3）興行場法

興行場法で、興行場とは「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に観せ又は聞かせる施設」をいう（法 1 条）。興行場法は、興行場を公衆衛生上の見地から規制する法律で、都条例により換気、便所、照明、防湿等の詳細な衛生基準が設けられている。以下、本施設の扱いについては、今後都との協議によるものである。

項 目	法令番号	規 定
興行場法	法第 2 条	業として興行場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 →都道府県知事の許可を得る必要がある。
興行場法	法第 3 条	1 営業者は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。 2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

※設計段階では上記条例の詳細規定に従い計画する必要がある。

(4) 駐車場法、東京都駐車場条例

駐車場の出入口の設置基準が設けられており、駐車料金を徴収する場合は届出が必要となる。

項 目	法令番号	規 定
設置の届出	法第 12 条	都市計画区域内において、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m ² 以上であるものの路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。 →駐車料金を徴収する場合は都道府県知事に届け出必要がある。
自動車の出口及び入口に関する技術的基準	令第 7 条	自動車の出口及び入口に関するものは、次のとおりとする。 1 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。 イ 道路交通法第 44 条各号に掲げる道路の部分 ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から 5m 以内の道路の部分 ハ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20m 以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右 20m 以内の部分を含む。） ニ 橋 ホ 幅員が 6m 未満の道路 →上記以外の部分に出入口を設ける。
建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置	駐車場法第 20 条	2 地方公共団体は、駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域（周辺地域）内で条例で定める地区内、又は周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であって自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内若しくは自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区内において、特定部分の延べ面積が 2,000 m ² で条例で定める規模以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。 3 前 2 項の延べ面積の算定については、同一敷地内の 2 以上の建築物で用途上不可分であるものは、これを一の建築物とみなす。
建築物を新築する場合の駐車施設の附置	東京都駐車場条例第 17 条	周辺地区または自動車ふくそう地区の特定用途（体育館）に供する部分の床面積が 2000 m ² 以上に該当するので、下記算式より 23（台）以上の附置が必要。 $\square 5780 \div 250 = 23.12 \quad \square 1 - \{(6000 - 5780) \div (2 \times 5780)\} = 0.981$ $\square 23.12 \times 0.981 = 22.68$
荷さばきのための駐車施設の附置	東京都駐車場条例第 17 条の 2	周辺地区または自動車ふくそう地区の特定用途（体育館）に供する部分の床面積が 3000 m ² 以上に該当するので、下記算式より 1 台以上の付置が必要。 $\square 5780 \div 7000 \approx 0.826$

(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）または、日野市ユニバーサルデザイン推進条例

日野市ユニバーサルデザイン推進条例においては、整備基準への適合状況の確認が義務付けられており、整備基準及び遵守基準は東京都福祉のまちづくり条例及び規則と同様で、東京都への届出に代わり、日野市ユニバーサルデザイン推進条例の届出が必要となる。届出については、確認申請に先立ち、設計段階で事前協議の上、提出することとなる。

項 目	法令番号	規 定
定義	法第2条17	この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑰ 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
特別特定建築物	令第5条	法第2条第17号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 11 体育館（一般公共の用に供されるものに限る）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る）若しくはボーリング場又は遊技場 →「特別特定建築物」に該当する。
特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等	法第14条	1 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模	令第9条	法第14条第1項の政令で定める規模は、 <u>床面積の合計2,000㎡とする。</u> →2,000㎡以上の観覧場、体育館及び水泳場であるため、「特別特定建築物」に定義され、「利用円滑化基準」に適合させる義務がある。
特別特定建築物に追加する特定建築物	建築物バリアフリー条例 第3条	4 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（令第5条第十一号に規定する特定建築物を除く。）
特定都市施設の整備	日野市ユニバーサルデザイン推進条例 第4章 第19条 第20条	都市施設で規則で定める種類及び規模のものの新設又は改修をしようとする者は、整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものを遵守するための措置を講じなければならない。 11 運動施設又は遊技場等 体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場など →1000㎡以上は特定都市施設となり、新設の際に整備基準への適合遵守義務があり、工事着手前の届出が必要。

その他、細部に関する単体規定（廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内通路、駐車場等）については、具体的な検討が基本設計段階以降となるため、ここでは割愛する。

(6) 都市計画法、東京都環境局緑化計画

敷地面積が 5000 m²以上あるため、東京都の緑化基準により決められた緑地及び屋上緑化が必要となる。

項 目	法令番号	規 定
定義	法第4条	2 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう <u>土地の区画形質の変更</u> をいう。
開発行為の許可	法第29条	市街化区域等内で開発行為を使用とする場合は、あらかじめ都知事の許可を受けなければならない。 ※ ただし、<u>下記に該当する場合は除く。</u> 四項 <u>国、都道府県、指定都市等、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理する事とされた市町村等が行う開発行為</u> →開発行為に該当しない。
東京における自然の保護と回復に関する条例	東京都環境局緑化基準	(1) 地上部の緑化基準 敷地面積が 5,000 平方メートル以上 (国及び地方公共団体が有する敷地の場合は、1,000 平方メートル以上) 次の A 又は B によって算出された面積のうち小さい方の面積以上 A : (敷地面積－建築面積) × 0.25 B : {敷地面積－(敷地面積×建ぺい率×0.8)} × 0.25 (2) 建築物上の緑化基準 敷地面積が 5,000 平方メートル以上 (国及び地方公共団体が有する敷地の場合は、1,000 平方メートル以上) 次の D によって算出された面積以上 D : 屋上面積×0.25 (3) 接道部緑化基準 敷地のうち、道路 (公道、私道の別を問わず通常一般の通行の用に供される道、通路等) に接する部分の長さ、「接道部緑化基準」を乗じて得た長さ以上 敷地面積 3,000 m²以上 1 万 m²未満、指定施設以外 : 6/10

(7) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）(H28.3.31改正)

床面積の合計が 2000 m²以上の大規模な建築物に該当するため、届出が必要となる。

項 目	法令番号	規 定
建築物の建築をしようとする者等の努力	法第72条	次に掲げる者は、基本方針の定めるところに留意して、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空調設備その他の政令で定める建築設備（以下「空調設備等」という。）に係るエネルギーの効率的利用のための措置を適確に実施することにより、<u>建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めるとともに、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資する電気の利用のための措置を適確に実施することにより、電気の需要の平準化に資するよう努めなければならない。</u> 一 建築物の建築をしようとする者 二 建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあっては、管理者。以下同じ。） 三 建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。以下同じ。）の修繕又は模様替をしようとする者 四 建築物への空調設備等の設置又は建築物に設けた空調設備等の改修をしようとする者
第一種特定建築物に係る届出、指示等	法第75条	1 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該各号に係る建築物の設計及び施工に係る事項のうちそれぞれ当該各号に定める措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 一 特定建築物のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模以上のもの（以下「第一種特定建築物」という。）の新築（住宅事業建築主が第一種特定建築物である特定住宅を新築する場合を除く。）若しくは政令で定める規模以上の改築又は建築物の政令で定める規模以上の増築 当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空調設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置 5 第一項の規定による届出をした者（届出をした者と当該届出に係る建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者とし、当該建築物が譲り渡された場合にあっては譲り受けた者（譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあっては管理者）とする。）は、国土交通省令で定めるところにより、定期的に、その届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について、<u>所管行政庁に報告しなければならない。</u> 7 前各項の規定は、法令若しくは条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより第七十三条第一項に規定する措置をとることが困難なものとして政令で定める建築物又は仮設の建築物であつて政令で定めるものには、適用しない。
第一種特定建築物の規模等	令第17条	法第七十五条第一項第一号 の特定建築物のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模は、床面積の合計が二千平方メートルであることとする。 <u>→床面積の合計が2000 m²以上でありエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模な特定建築物に該当する。</u>

(8) その他条例

本計画では下記条例に基づき、関係各課との協議の上計画を進めるものとする。

◇日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

第1章 総則	第2条	定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 中高層建築物 次に掲げる建築物をいう。 ア 高さが10メートルを超える建築物
	第4条	当事者の責務	建築主は、紛争を未然に防止するため、中高層建築物の建築を計画するに当たっては、周辺の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。 2 建築主及び関係住民は、紛争が生じたときは相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。
第2章 紛争の予防	第5条	標識の設置等	建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、関係住民に建築に係る計画の周知を図るため、当該建築敷地の見やすい場所に規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。 2 建築主は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
	第6条	説明会等の開催	建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、建築に係る計画の内容について、説明会その他の方法により隣接地住民に説明しなければならない。ただし、規則で定める事由に該当するときは、この限りでない。 2 建築主は、周辺住民から説明会等の開催の申出があったときは、説明会その他の方法により説明をしなければならない。
	第7条	報告	建築主は、前条の規定により行った説明会等の内容を規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

◇日野市環境基本条例

第1章 総則	第6条	事業者の責務	事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。 2 事業者は、事業活動を行うに当たって、土地の形質の変更、工作物の新築又は改築等、木竹の伐採及び水面の埋立て等を行おうとするときは、あらかじめ当該行為の環境に及ぼす影響に配慮するよう努めなければならない。
--------	-----	--------	--

			3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、市と協力して環境の保全等に努めるものとする。
第4章 事業者の義務等	第19条	事業者の義務	事業者は、第10条に規定する環境配慮指針を尊重して、事業を行わなければならない。

◇日野市清流保全—湧水・地下水の回復と河川・用水の保全—に関する条例

第1章 総則	第7条	事業者の責務	事業者は、第1条の目的を達成するために、用水等に係る事業を行うときは、市が求める整備手法に協力しなければならない。また、事業排水の適正な処理や地下水の適正利用に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。 2 事業者は、湧水及び地下水の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施するこれらの保全に関する施策に協力しなければならない。
第3章 水量確保	第10条	用水等の年間通水	事業者は、雨水の流出抑制及び地下水の涵養のため、宅地造成工事規制区域を除いて、その敷地内において、雨水浸透施設の設置に努めなければならない。 また、宅地造成工事規制区域内にあっては、雨水の流出を抑制するため、雨水貯留施設の設置に努めなければならない。
第4章 地下水脈の確保	第11条	湧水・地下水脈の確保	建築物及びその他工作物の新築並びに土地の改変を伴う工事等の行為を施す者は、地下水脈や湧水への影響を極力避けるよう努めなければならない。また、湧水や地下水の保全の施策に支障を及ぼさないように配慮しなければならない。
	第12条	地下水影響工事に係る措置	2 建築物及びその他工作物の新築並びに土地の改変を伴う工事等の行為を施す者は、市から前項に掲げる調査資料の提出を求められたときは、速やかに、これを提出しなければならない。 4 建築物及びその他工作物の新築並びに土地の改変を伴う工事等の行為を施す者は、地下水影響工事により、湧水及び地下水の水質、水位及び流動に影響を与えるおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを解消し、また、影響を最小限にとどめるための措置を講じなければならない。また、湧水及び地下水に影響を与えるおそれがある区域の住民に状況・経過等の説明を行わなければならない。
第5章 禁止行為	第13条	用水等での禁止事項	何人も、用水等において、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 土砂、石、竹木、ごみ、汚濁物及び廃棄物等を投棄すること。 (2) 駐車場、駐輪場、資材置場及び生活用品置場等として占用すること。

		2 何人も、用水等において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、やむを得ず次に掲げる行為を行う場合には、市や近隣住民等の理解を求めなければならない。 (1) 農業以外の行為として、流水をせき止め、又は流水を外に引き込むこと。 (2) 農業以外の行為として、流水を動力ポンプ等を使用してくみ上げること。 (3) 用水等に生息する水生生物に影響を与える工事を行うこと。 3 何人も、用水等において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、やむを得ず次に掲げる行為を行う場合には、土地改良区又は用水組合の同意を求め、市の許可を受けなければならない。 (1) 用水等の管理施設を破壊し、又は撤去すること。 (2) 用水等を暗渠にし、又は縦断して占用すること。 (3) 生活又は事業に起因する排水を排出すること。 4 何人も、前各項に掲げるもののほか、他人に迷惑を及ぼす行為又は用水等の保全若しくは利用に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。
--	--	---

3-2 都市計画法の用途制限に対する対応

(1) 方針

南平体育館を含む周辺の用途地域は、第二種中高層住居専用地域に指定されており、求められている機能・規模を満たす体育館及び観覧席の建設が制限される。従って、体育館の建替えをするにあたっては、①特別用途地区による用途の緩和、②用途地区を変更した上での特別用途地区による用途の規制、③建築基準法第48条のただし書きによる特定行政庁の許可による方法のいずれかの手順を踏むことにより、用途地域内の体育館整備を可能とする。

今回は、現況の土地利用を踏まえ、地区周辺と調和を図りつつ将来的にも住環境が確保されることから、特別用途地区による用途緩和にて計画を進めることが適切であると考えられる。

(2) 手法比較

それぞれによる比較表を下記に示す。

比較する手法	① 特別用途地区（緩和型） （第二種中高層住居専用地域）	② 特別用途地区（規制型） （近隣商業地域）	③ 48条ただし書き許可 （第二種中高層住居専用地域）
根拠法令	・都市計画法第9条第13項 ・建築基準法第49条第2項	・都市計画法第9条第13項 ・建築基準法第49条第1項	・都市計画法第48条第6項、第14項
手法の特徴	・該当用途地域を補完し、特別の目的から特定の用途による土地利用の増進、環境の保護等を図るために定めるもの ・建築物の用途について地区の特性に応じた規制の強化又は緩和を行うことができる。 ・緩和及び規制の内容は条例に定める。 ・緩和型では、条例化に際し、国土交通大臣の承認が必要となる（承認権限は地方整備局長に委任されている一本件の場合は関東地方整備局長）		・当該用途地域内では建築が不可能な建築物について、特定行政庁が、それぞれの当該地域の環境や利便を害するおそれがないと認めるものや公益上やむを得ないと認めた場合、建築が許可される。 ・公聴会、建築審査会の開催が必要となる。 ・許可をするのは特定行政庁
用途地域	第二種中高層住居専用地域	近隣商業地域	第二種中高層住居専用地域
指定の目的	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域	住居の環境を保護するため定める。
容積率	200%以下	300%（原則） 400%（鉄道駅周辺又は幹線道路沿いの区域で、高度利用を図る区域） 200%以下（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域に囲まれた区域）	200%以下
建ぺい率	60%	80%（原則） 60%（地域特性に応じて指定可）	60%（原則） 60%以下（地域特性に応じて指定可）
高度地区	第二種高度地区（原則） 第一種高度地区（周辺環境の保護を図る場合）	第二種高度地区（容積率200%以下の区域にて原則） 第一種高度地区（容積率150%以下の場合にて指定可） 第三種高度地区（容積率300%の区域）	第二種高度地区（容積率200%以下の区域にて原則） 第一種高度地区（周辺環境の保護を図る場合にて指定可）
防火地域	準防火地域（原則） 防火地域（容積率200%の区域で市街地の安全性の向上を図る区域にて指定可）	防火地域（容積率400%以上） 防火地域（容積率300%以下で市街地の安全性の向上を図る区域にて指定可） 準防火地域（その他）	準防火地域 防火地域（容積率200%以上の区域で市街地の安全性の向上を図る区域にて指定可）
日影規制	3h-2h/4m 4h-2.5h/6.5m 5h-3h/6.5m	4h-2.5h/4m 4h-2.5h/6.5m 5h-3h/6.5m	3h-2h/4m 4h-2.5h/6.5m 5h-3h/6.5m

比較する手法		特別用途地区（緩和型） （第二種中高層住居専用地域）		特別用途地区（規制型） （近隣商業地域）		48 条ただし書き許可 （第二種中高層住居専用地域）	
規則基準	振動	時間の区分	振動の大きさ	時間の区分	振動の大きさ	時間の区分	振動の大きさ
		（午前 8 時～午後 7 時）	60 デシベル	（午前 8 時～午後 7 時）	65 デシベル	（午前 8 時～午後 7 時）	60 デシベル
		（午後 7 時～翌日午前 8 時）	55 デシベル	（午後 7 時～翌日午前 8 時）	60 デシベル	（午後 7 時～午前 8 時）	55 デシベル
		【参考】振動の大きさの例 ・ 55 デシベル以下＝人は揺れを感じない ・ 55～65 デシベル＝屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる					
	騒音	時間の区分	音量	時間の区分	音量	時間の区分	音量
		（午前 6 時～午前 8 時）	45 デシベル	（午前 6 時～午前 8 時）	55 デシベル	（午前 6 時～午前 8 時）	45 デシベル
		（午前 8 時～午後 7 時）	50 デシベル	（午前 8 時～午後 7 時）	60 デシベル	（午前 8 時～午後 7 時）	50 デシベル
		（午後 7 時～午後 11 時）	45 デシベル	（午後 7 時～午後 11 時）	55 デシベル	（午後 7 時～午後 11 時）	45 デシベル
		（午後 11 時～午前 6 時）	45 デシベル	（午後 11 時～午前 6 時）	50 デシベル	（午後 11 時～午前 6 時）	45 デシベル
		【参考】騒音の大きさの例 ・ 50 デシベル＝静かな事務所 ・ 60 デシベル＝静かな乗用車、普通の会話					
	悪臭	悪臭物質の状態	臭気指数	悪臭物質の状態	臭気指数	悪臭物質の状態	臭気指数
		気体	10	気体	12	気体	10
		気体（高さ 15m 以上にある 排出口から排出する場合）	$q_c=275 \times H_o^2$	気体（高さ 15m 以上にある 排出口から排出する場合）	$q_c=436 \times H_o^2$	気体（高さ 15m 以上にある 排出口から排出する場合）	$q_c=275 \times H_o^2$
		気体（高さ 15m 未満にある排 出口から排出する場合）	22～31	気体（高さ 15m 未満にある排 出口から排出する場合）	24～33	気体（高さ 15m 未満にある排 出口から排出する場合）	22～31
		液体	26	液体	28	液体	26
	注： q_c = 排出ガスの臭気排出量（ m^3 /分） H_o = 排出口の実高さ（ m ）						
周辺環境への影響		上記比較の通り、振動・騒音の規定値は、近隣商業地域と第二種中高層住居専用地域にて、人が体感できるレベルでの違いとなることがわかる。このこと から、近隣商業地域を指定した場合、第二種中高層住居専用地域に比べ、周辺の住環境へ与える影響は大きいと考えられる。					

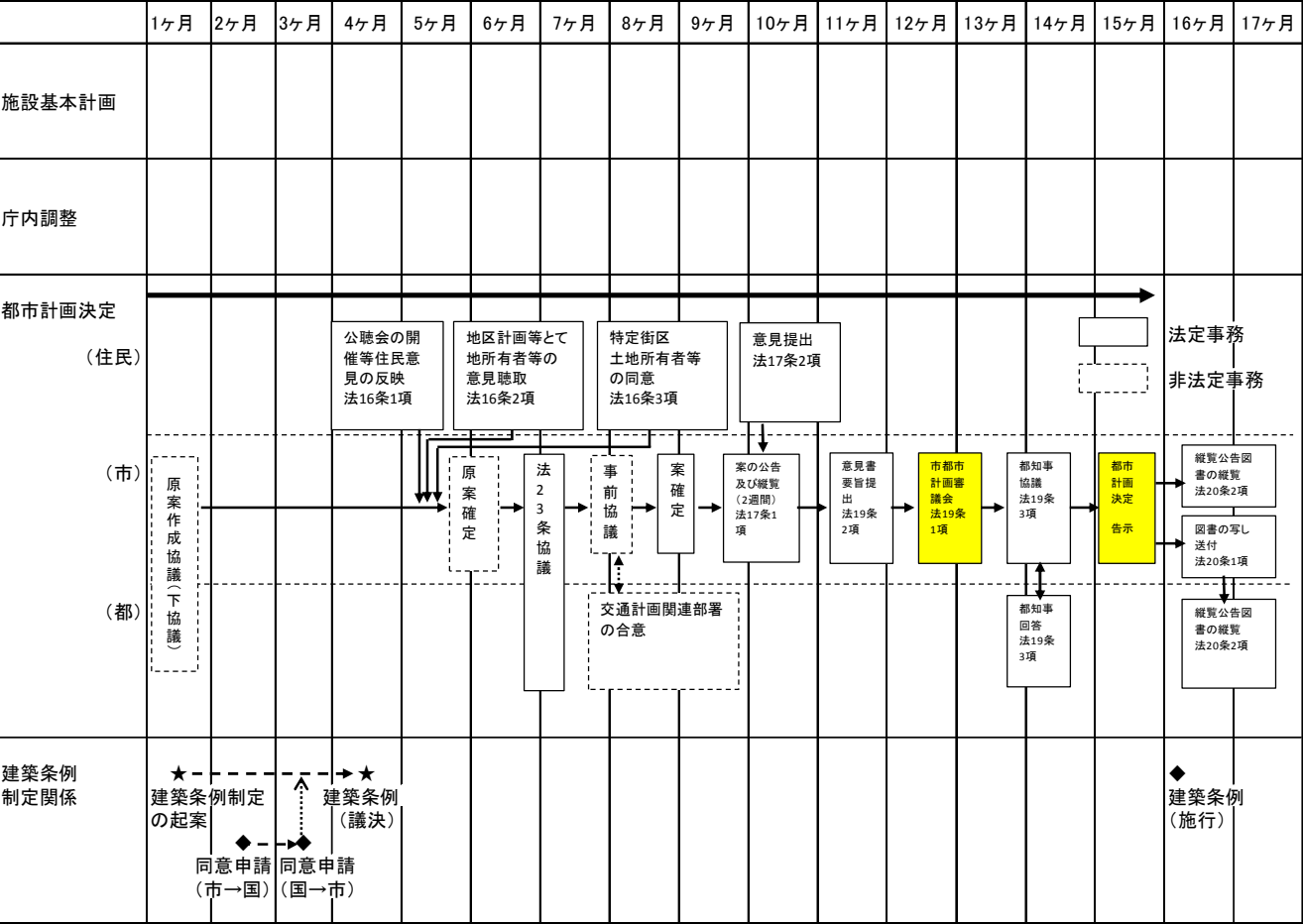
- ・振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準
- ・騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準
- ・悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準（日野市）

比較する手法	特別用途地区（緩和型） （第二種中高層住居専用地域）	特別用途地区（規制型） （近隣商業地域）	48 条ただし書き許可 （第二種中高層住居専用地域）
メリット	・住居系の用途地域なので、西側住宅地との調和がとれる ・将来的にも、住環境が確保される ・特別用途地区を定めることにより、南平体育館の整備構想に合わせた建築が可能となる	・規制型は国土交通大臣の承認は必要なく、条例化できる ・南平体育館の整備構想に合わせた建築が確実となる	・住居系の用途地域なので、西側住宅地との調和がとれる ・都市計画としての手続きは必要ない
課題	・条例化に際し、国土交通大臣の承認が必要	・周辺環境への影響 ・都市計画マスタープランとの整合	・許可の可否については、特定行政庁の判断による ・公聴会の開催、建築審査会の同意が必要
施設の建築の確実性	○ （特別用途地区の指定により建築可能）	○ （近隣商業地域の指定により建築可能）	△ （ただし書き許可が下りない可能性も有）
総合評価	○	×	×
市の見解	本地区については、上位計画との整合性及び周辺環境との調和を総合的に判断し、「第二種中高層住居専用地域＋特別用途地区（緩和型）」を定める方向で検討を進めたい。		

(3) 特別用途地区について

・スケジュール

下記に、一般的な特別用途地区の制定スケジュールを示す。



3-3 建替えにあたっての市民の意見

(1) 関係スポーツ団体

平成27年5月13日から6月12日の間と平成28年5月10日から7月14日の間、体育協会加盟団体及びNPO法人日本合気道協会から南平体育館建替えに対するヒアリングを実施した。以下に、その際の各要望を整理する。

室名	要望	
アリーナ	・メインアリーナは卓球台28台(7×4列)設置可能な広さとする ・照明を明るくする(ふれあいホールの明るさ確保※) ・冷暖房完備 ・コートの広さ: 10m×6m※ ・建替え時に卓球台がほしい※	卓球連盟
	・バドミントンコート6面以上にしたい ・コートの回りにもう少し余裕をほしい ・アリーナ内に椅子がほしい。壁の面に作るといい ・壁の色はシャツルが見やすい濃い色にしてほしい(壁の色は白色以外※) ・上の観客席は狭くてもいいので1周歩けるようにしてほしい ・空調を付けてほしい。それが無理なら、更衣室にクーラーを付けてほしい	バドミントン連盟
	・アリーナ バレーコート2面 ・9人制男子(一般) 長さ21m 幅10.5m ・9人制女子(一般・家庭婦人) 長さ18m 幅9m ・客席の設置(500人以上) ・競技用具の置き場の設置 ・コート間隔は5m(2面使いの場合)※	バレーボール連盟
	・バスケットボールコート2面 36m×46m ・内訳バスケットボールコート28m×15m 周辺4m ・電光掲示板(得点、ショットクロック、タイマー) ・吊下げ式ゴールが可能であれば、公式試合を吊下げゴールで行い、練習を2面で行いたい※ ・1面を移動式、もう1面を常設で行いたい※	バスケットボール連盟
	・現在コートとコートの間隔が狭くて、ラケットとラケットがぶつかって危険なので、コート間を広くしてほしい ・冷暖房の設備	ミニテニス協会
	・1Fのホールに隣接する所に、椅子・机等の収納場所を確保してほしい。机・椅子に関してはキャスター付で移動可能。準備しやすいように。(数: 椅子150脚、机10個は準備してほしい) ・全館冷暖房完備に ・観覧席の設置(席は階段式) ・ホールの床のラインは最小必要限度に ・床はクッション性のある木張り(広域大会実施の際はフローリングで行いたい※) ・防音装備完備 ・片面壁を鏡張りにする(二重壁で隠すこともできるように) ・放送設備は会場が見渡せる位置に(フロアーと行き来できる所に) ・横断幕の取り付けやすいように ・時計2か所以上の設置	ダンススポーツ連盟
	・メインアリーナはバドミントンコート10面以上の設置 ・天井照明をLED高天井用照明器具とし、省エネとする。眩しさを軽減するため設置場所により、縦ルーバ、横ルーバを器具に付ける床は高弾性衝撃吸収シートとし、スポーツ時の衝撃を吸収し脚や膝への負担を軽減する ・観客席の設置。座席からアリーナに直接入れるように階段出入口の設置 ・	インディアカ協会
	・フットサルコートの新設 ・コートの周りに、緩衝用ネットが張れるように、またラインを引いていただけるようにお願いします。 ・ホールの大きさが不明なのですが、できたら、小さくても練習用を2面、大会(正式試合)用を(練習用コートを横にして合わせて)1面お願いします。 ・サッカー底辺拡大ではなく、フットサル競技そのものを普及拡大したいという考えがある※ ・日野の南側に住んでいる人たちにも、フットサルができる拠点してほしい※	サッカー連盟
	・バスケットコート 公式2面 及びバレーボールコート 公式2面 ・2階又は3階へ周回ランニング走路(コーナーを丸めて)を設置 ・2m50cm幅、追い越しが可能のように。	日野市体育協会
	・アリーナの空間に見合った能力の空調設備 ・アリーナのコート面数の増加、アリーナ面積の拡大	ビーチボール協会
	・バドミントンコートの縦・横感覚を広く取り、接触等がないように。現在の2mを3m間隔にするとよい※ ・競技上危険性が伴うため、防災上可能であれば、スライド式引き戸にしてほしい※ ・アリーナ壁面への貼り付けができる構造にしてほしい。(養生テープ等で)トーナメント表などの掲示用に、掲示告知板などの用意をお願いしたい※	レクリエーション協会

3. 計画条件の整理

観覧スペース	・ 観覧スペースで卓球台常設 5 台は難しい※	卓球連盟
	・ 観覧席の設置※	ミニテニス協会 空手道連盟 バレーボール連盟
	・ 観覧席について、競技場が見えるようにしてほしい。アクリル製などが良いのではないかな※	レクリエーション協会
サブアリーナ	・ サブアリーナ バレーコート 1 面	バレーボール連盟
	・ バドミントンコート 2 面程度のサブアリーナ	インディアカ協会
	・ 公共施設としては国体リングを活用すべく都内唯一のボクシングリング設置を希望。 ・ サブアリーナ（武道場あるいはトレーニング場）の隣に置き通常使用でき、各種大会には移動できてサンドバック等の設備を充実して生涯スポーツとしては特にシニア層の個人使用を促進したい。 又、リング上は競技スポーツと限定しなくとも、ダンス及び文科系サークルの利用ができる。	ボクシング連盟
多目的ルーム	・ メインアリーナとは別に、卓球場(常時卓球台 10 台)を設ける（卓球協会）	卓球連盟
	・ 剣道の試合場 11m×11m が 2 面捕れる広さの武道場がほしい。現状の剣道場＋柔道場の広さなので、状況によって畳を敷いたり、片付けたりしても良いと思う ・ 武道場（剣道）の床は、コンクリート直接ではなく、スプリングの利いたものにしてほしい（足・関節を痛めないため） 剣道場については、ワックス等を塗らず素板でお願いしたい（素足で行う剣道は、すり足を基本としますが、ワックス等を塗ると滑らず足指を骨折する可能性がある。また、汗をかいた場合、滑ってしまい、怪我につながってしまう） 武道場が狭く、また、剣道場で卓球台を使用しているため床の痛みが激しい。また、怪我防止のために、稽古開始前に剣道場にある卓球台と衝立を全て場外へ移動し、稽古後にまた全て元に戻さなければならない。剣道場を卓球場としての利用はやめてほしい。 弾性長尺シートは剣道に向かないと考えているため、床材には無垢材を使用してほしい※	剣道連盟
	・ 畳敷きなどの作業が不要になるよう、柔道場（武道場）を完備して頂きたい。 ・ 怪我防止の為、スプリングを備えた柔道場（武道場）にして頂きたい。また、試合中に勢いあまって場外に出てしまうことがある為、柱などをクッション材にて覆うような処置をしていただきたい	柔道連盟
	・ 柔道場でもバドミントンができるように天井を高くしてほしい	バドミントン連盟
	・ 武道場の併設を願います。師範控え室を設置願います ・ 道場サイズ 1 8 m×36m 以上 ・ 主競技場：サイズ 36m×50m 以上 ・ 観客席：100 名以上	空手道連盟
	・ 伝統文化の継承、青少年健全育成等を目的とする。日野市独自（公設）の武道館建設をお願い致します。 少林寺拳法用として使用している床材を、今後調べて市に情報として提供したい※	少林寺拳法連盟
	・ 武道場の広さが基準よりも狭いので、安全、地域の活性化を兼ね、ふれあいホールの多目的室程度の施設を望みます。 弾性長尺シートに暖効果があるなら、防災上の観点からも採用する理由付けになる※ ・	テコンドー協会
	・ 多目的ルームに鏡の設置を要望したい※ ・ 床材に弾性長尺シートを入れるのは検討させていただきたい※ ・ スリッパ用の棚と下駄箱を分ければ汚れの心配がないのではないかな※	ダンススポーツ連盟
	・ 姿見を据え付けで設置してほしい※	武術太極拳連盟
	・ ボクシングリングの設置※	ボクシング連盟
弓道場 的場	・ 射場（板の間部分）が狭いので畳敷（控え）をなくした上、西側に 1.8m ほど広げる。 ・ 入退場口（道場の入り口ではなく）を引き戸方式の構造としていただきたい ・ アーチェリー協会との共用をなくし新たにアーチェリー専用の射場を新設していただきたい。 ・ 矢取道は人工芝が望ましい。また、競技者の安全面、健康面において、屋根もしくは庇をつけてほしい。射場から半分程度庇が出ていれば、天気が悪くても対応できるのではないかな※	弓道連盟
	・ 弓道の射場とは分かれた専用射場とする要求 ・ 相互に利用度が倍増。特に現利用者に対する利便性の増大 ・ 相互に使用可能とすれば大会等の行事の開催が可能 ・ 的台・畳などの都度設置の手間が省けるなど、競技・練習時間が増える ・ アーチェリー射場のみ考えれば屋上設置も可（経費節約可） ・ 50m までの射距離を持つ射場の要求（専用でなく、弓道と併用の場合も） ・ 競技会・大会の長距離化傾向に対応可能 ・ 長距離を同一射場で練習できる経済的・時間的利便性の確保 ・ 長距離練習場を他に求める努力・無駄の排除 ・ 観覧席の設置 ・ 屋根を設置してほしい※	アーチェリー協会

ロッカー室（更衣室）	・更衣室にシャワーに入らないで着替えをするための着替え室をほしい(カーテン等で囲ってもよい)	バトミントン連盟
	・更衣室・シャワー室がほしい	バスケット連盟
シャワー室	・シャワー室は衛生的にほしい(今のシャワー室は不衛生な気がする)	バトミントン連盟
	・シャワー室に換気扇を付けてほしい	
	・シャワー室は5個以上ほしい	
	・シャワー室に脱いだものをかける棚がほしい	
	・シャワー室は更衣室と隔離(湿気対策)	ダンススポーツ連盟
	・更衣室・シャワー室の完備	卓球連盟
	・更衣室・シャワー室・トイレの充実	ミニテニス協会
男子便所 女子便所 身障者便所	・温水シャワー室の設置。手洗い場も温水。	インディアカ協会
	・シャワー室の設置	日野市体育協会
	・トイレの個室をもう少し広くしてほしい	バトミントン連盟
	・トイレ(男女共)の数を増やしてほしい、洋式優先での設置 ・誰でもトイレ(車椅子用)の設置	ダンススポーツ連盟
	・トイレは洋式とし、洗浄便座とする。体育館履きで入れるフラットな構造。また体育館履きスリッパの使用	インディアカ協会
エントランス	・洗面・トイレは最新式のもの	アーチェリー協会
	・トイレは広く、センサー注水	日野市体育協会
	・外靴箱は靴を入れるだけ、スリッパ入れを併設しない。土足入れは靴を脱いで直ぐの所に設置（靴を持って歩かない所）スリッパのまとも重ねは汚い ・ふれあいホールから感じる所、階段から上は土足ダメ、エレベーターからも土足ダメ。 （2Fも1Fフロアーも綺麗に使える為）	ダンススポーツ連盟
トレーニングルーム	・全館体育館履きで移動できるように	インディアカ協会
	・ロビーなどに歓談のできるスペースを設置	アーチェリー協会
	・ふれあいホールにはないので、トレーニング室を充実させてほしい(その為には広さも必要) ・空調を付けてほしい ・床をフローリングにしてほしい ・鏡は床の高さからにほしい ・鍵を2か所くらいほしい ・機器をもう少し増やしてほしい	バトミントン連盟
集会室	・トレーニング器具の充実	ミニテニス協会
	・幾つかの多目的ルーム、会議室（各サークル活動利用）を確保	ダンススポーツ連盟
	・会議室は50名入れる部屋で2室以上	空手道連盟
	・小会議室(10名程度)の設置 ・姿見(ミラー)の壁面への備付	武術太極拳連盟
	・大・中・小 各一室	日野市体育協会
	・会議室	卓球連盟
飲食スペース	・会議室	バスケットボール連盟
	・・コミュニティラウンジ（カフェ等）の設備	ダンススポーツ連盟
	・売店（自動販売機設置）お茶・お湯・水・コーヒー等の無料コーナーの設置	インディアカ協会
	・喫茶又は談話室	卓球連盟

3. 計画条件の整理

駐車場	・ 立体駐車場の設置・半地下方式（現在の駐車スペースでは足りないときがある）で増やしてほしい ・ 駐車場の仕様 ①使用団体に駐車券の配布 ②有料なら100円、入退時は満車の表示で確認	ダンススポーツ連盟
	・ 地下駐車場または立体駐車場の設置 ・ 駐車料金は現状維持	インディアカ協会
	・ 地下あるいは1 F 駐車場（競技場面積を広く取るため）	アーチェリー協会
	・ 駐車スペースの拡大	軟式野球連盟
	・ 駐車場の立体化	ビーチボール協会
	・ 駐車場は2時間まで無料、最大400円	卓球連盟
	・ 駐車場は無料にしてほしい	バドミントン連盟
	・ 駐車場150台確保	空手道連盟
外構	・ 建物の周囲を花壇等、小公園風にできたらいいと思う	ダンススポーツ連盟
	・ 館外での喫煙場所の確保	ビーチボール協会
その他	・ 普段使いの体育館として使用料は値上げしないほしい ・ 市外の人使用料は少し高くてもよい ・ エレベーターがほしい	バドミントン連盟
	・ 体育館使用料は現状維持 ・ 建替え期間中の代替施設の検討をしないにある大学・会社等の体育館施設等の借用をお願いしたい。	インディアカ協会
	・ 避難所もかねた施設の建設（シャワー施設、冷暖房等） ・ 利用しやすい額での施設使用料の設定	テコンドー協会
	・ 時間帯を9：00-12：00、13：00-17：00、17：00-21：00と設定 ・ 照明設備は各競技に最適なもの ・ 放送設備は明瞭に可聴なもの ・ 地震などの災害に耐えるもの（非常時の避難場所を提供） ・ 仕切りなどで競技スペースを加減できるもの（異種スポーツ併用可）	アーチェリー協会
	・ 冷暖房の設置 ・ バリアフリー対応 ・ 新体育館建設期間中も現体育館を使用できるようにしてほしい	日野市体育協会

（※印は、2016 年 5 月の関係団体ヒアリングの際の要望として追加）

(2) パブリックコメント

平成28年4月15日から4月28日の間、「広報ひの」4月1日号、市のホームページに掲載、また、七生支所、図書館、南平体育館等に閲覧用冊子を設置し、パブリックコメントを行った。以下に、その際のご意見及び市の回答を整理する。

分類	ご意見の内容	市の考え方	計画への反映
総論	- 基本計画にある利用者数、スポーツへの参加者数の増加の根拠がなく、計画を進めるための見せかけのデータしか思えない。 - 建替えると、その後のメンテナンス費用も現状より上がることが予想される。財政的に負担にならないか？ - 老朽化や耐震性能が理由の建替え計画であれば、近年の耐震技術を有効に活用すれば、耐震補強や内装のリニューアルなど、建替えに比較し極端に費用逓減な手法もあるのではないかと？ - 安易な建替えにするのではなく、自治体の見本となるような、低コストでのリニューアルにすべきと考えます。	本建物は、特殊な構造で耐震診断を進めることができず、耐震性能を満たしているか不明な建物となっています。 また、市は、人口減少を伴った超高齢化社会が更に進展すると予測される中で、スポーツや運動を通じた市民の健康寿命の延伸を目指しています。市民の森ふれあいホールとともに二大スポーツ拠点として、また「交流」「健康」「防災」の視点から地域の様々な活動場所と活用していただくため、規模を大きくリニューアルしていきたいと考えています。	ご意見は、大規模公共施設更新に伴う、市の財政負担についての意見と受け止めます。 本計画案は建替えを前提とした計画であり、本計画の変更等は行いません。
総論	特に、防災上の観点で、建替えに賛成である。現在、日野市の人口はおおよそ19万人であり、必要な施設、阪神淡路大震災から熊本地方の大震災までのデータを参考に必要性を考えその必要性を提言する。 施設 防災上、期間は1ヶ月以上の避難生活である。学校などの公共施設は1週間程度可能である。 熊本の教訓 ①自主避難先が把握されていない。②施設の不安があり、車での生活者が多い。③非難の人の数が多く、入りきれない。④ペットなどいる人は外で過ごしている。⑤避難先での食事の炊き出しなどの施設がほとんどなかった。⑥救援物資の一括した送付先がない。⑦医療関係での救護施設の問題。⑧高齢者、幼児などの風呂、トイレなど衛生面での問題 日野市はふれあいホールで1万は大丈夫だろうが、他の市はそれぞれ自分の場所があり、影響として考えられる人口3割のおよそ6万人の避難場所など、新選組の市である日野市は、長岡藩の「米百俵」の精神をくみ、100年は持つしっかりした施設の必要性を作るべきであり、そのためにはスポーツ施設と関連した広く、しっかりと施設の建設を行い、市の子孫にその精神を残しておきたいものだ。	同上	計画案を補強する意見として受け止めて、変更等は行いません。
総論	体育館の改築を以下の理由で早期に実現して下さい。 - 現状の体育館の耐震性が特殊な構造形式のため、明確に耐震性を判断できないと聞いております。しかし、当該建物は新耐震基準以前の建物であり、耐震性が十分に確保されていないと判断した方が賢明です。よって、公共性が高い建築物であり、早急の対応が必要と考えます。 - 今後高齢社会がますます進む中で、高齢者の健康を長く維持していくことは不可欠です。また、日野市スポーツ推進計画の中でも、市民のスポーツを推進していくこととなっています。高齢者の活動の場として、またスポーツ推進の拠点の一つとして、新たな南平体育館を位置づけしてほしい。 - 日野市南部地域における災害時の拠点として使用しなくてはならない。今回の熊本地震もそうですが、大地震は必ず起きます。日野市南部地域は、過去に傾斜地を開発した地域を広く有しています、大地震時に地盤の崩壊が起こる事は予想されます。その時の対応のためにも事前にこの地域に十分な防災対応機能を有した体育館は不可欠です。	同上	ご意見の趣旨と同じ考え方なので、基本計画案の変更等は行いません。
総論	「浅川以南の身近なスポーツ施設として、多くの市民の皆さまに利用されてきました」や「南平体育館は市南部地域の身近な体育館であり」とあるが、豊田地区の住民も利用している。 市では南北に「南平体育館」と「市民の森ふれあいホール」を位置づけているが、東西地区にも配慮して欲しい。旭が丘地区は浅川以北のため「市民の森ふれあいホール」の利用を促しているのかも知れないが、都道155号平山通りを利用すれば、はるかに近く新設されれば利用者は増加すると考えられる。ぜひ南北の位置づけの概念は止めて頂きたい。ちなみに豊田地区は浅川以北であり旭が丘に隣接している。	市では平成27年5月に策定したスポーツ推進計画により、スポーツ環境の充実を目指してまいります。一方、人口減少を伴った超高齢化社会を迎えるにあたり、市内の公共施設全体のあり方については、現在策定中の公共施設総合管理計画などにおいて議論していく必要もあると考えております。なお、南平体育館の利便性の観点については、南北だけでなく東西方向にも配慮が必要かと認識しております。東西地区の方々も利用しやすい公共交通網整備なども別途検討してまいります。	市内におけるスポーツ施設の配置についてのご意見と受け止めて、南平体育館建替基本計画案としては、変更等は行いません。
総論	南平体育館の老朽化が進み、耐震性に不安があり建替えが必要になっているとする点には賛成する。 また、ふれあいホールとの役割分担で、南平体育館を地域住民のための交流、健康、防災に重点を置いた施設と位置付けたことにも賛同する。 一方、地域のための施設に国費、都費を除いても30億円以上かかるのは、さすがに高過ぎると思う。学校施設や近隣自治体の施設の利用促進など、既存施設を最大限生かしたうえで、どうしても必要な機能のみにしぼった、よりコンパクトで低コストな体育館とすることを望む。 また、計画書では、市南部にスポーツ施設が少ないことが指摘されているが、そもそも5km四方程度の日野市において、そのような地域区分の発想が必要なのか疑問である。スポーツ実施率の向上に向けては、南平体育館の建替えを唯一の切り札のようにするのではなく、市南部の住民を積極的にふれあいホールに誘導していくような視点も持っていないのではないかと考える。	市は、人口減少を伴った超高齢化社会が更に進展すると予測される中で、スポーツや運動を通じた市民の健康寿命の延伸を目指しています。市民の森ふれあいホールとともに二大スポーツ拠点として、また「健康」「交流」「防災」の視点から地域の様々な活動場所と活用していただくため、規模を大きくリニューアルしていきたいと考えています。	市の考え方は、左記のとおりであり、計画案の変更等は行いません。

3. 計画条件の整理

施設機能	本格的なトレーニングができる「トレーニングルーム」を整備して欲しいです。	計画案では、現状のトレーニングルームを拡大充実に、本格的なトレーニングルームを整備する予定であります。	ご意見の趣旨と同じ考えなので、基本計画案の変更等はありません。
施設機能	熱中症対策に伴い「全館に空調」を整備して下さい。	全館に空調を整備する予定であります。	ご意見の趣旨と同じ考えなので、基本計画案の変更等はありません。
施設機能	メインアリーナのバドミントンコートの配置について、ミニテニスをプレイする上で、一部危険を伴う配置である事に気付きましたので、修正案を添付資料にまとめました。ご検討いただき、本修正案を採用されますことをお願い申し上げます。	ミニテニス競技は、バドミントンコートのラインの外側でプレイする競技であり、コート外側に一定の空間が必要であることは認識しております。計画案のメインアリーナの大きさの中で対応できる内容と考えておりますので、いただいたご意見を参考に、コートラインについて設計段階で検討してまいりたいと考えております。	ミニテニス競技に配慮したライン計画とするよう計画案に追記します。
施設機能	ミニテニスはバドミントンコートにバウンドさせたボールを打つ競技ですので、ベースラインより外側の空間が必要です。許されるなら、別紙の空間が希望です。		
施設機能	平成28年1月23日（土）日野市立南平体育館で行われた「日野市立南平体育館建替基本計画（案）説明会」の資料によれば、駐車場は62台である。しかし計画では45台となっている。45台の根拠になった駐車場利用調査はH27年12月であり、説明会実施前に結果は判明していたはずなのに「62台の現状を維持」と説明したのは誤りではないか。この際、今後は利用者が増加すると考えられるために62台が可能であれば市民に説明した説明会どおり62台に計画すべきである。今後の課題には「敷地内に極力現状の駐車台数を確保しつつ」と記載があり、矛盾がある。なお、旭が丘地区の高齢化率は低いが高齢者人口は遜色ない。率で判断するのではなく、人口で判断すべきである。前述のとおり旭が丘地区の利用者の増加が見込まれる。	説明会での原案では、現状と同等の台数を指しておりました。その過程で自走式2階建て駐車場などの検討も行いましたが費用対効果としては困難な状況でした。また並行して、平常時の駐車場利用の状況調査の分析を行い総合的に勘案した結果、敷地内に45台の駐車場といたしました。しかしながら、土日の大会利用時など一時的な車両の増加も想定されるため、「敷地外」に臨時駐車場を確保することなども今後の課題としてまとめさせていただいております。	市の考え方は、左記のとおりです。敷地外駐車場についての可能性について調査を行い、計画案を一部修正します。
施設機能	植栽計画について参考意見。フェンス際植え込みは、除草等メンテナンス用空間を取り、フェンスに密着しない配置にする。	いただいたご意見を参考に、植栽計画について設計段階で検討してまいりたいと考えております。	計画案の中で対応可能と判断し、計画案の変更等はありません。
施設機能	当該施設の災害時における避難所としての機能について補足が欲しい。 ・水、食料の備蓄数 ・設備内の収容人数 ・UPSの有無、機数 など	現在の日野市地域防災計画において、南平体育館は遺体収容所として、また耐震後は物資集積所（地域内輸送拠点）として位置づけられております。しかしながら、近年の震災の状況を踏まえると、体育館のような大規模空間はいざという時の地域の防災拠点としての機能も備えておく必要があると考えています。建替基本計画案では、避難収容人員は、1人あたり3㎡として、約300人～500人程度が収容できる見込みです。防災設備としては、防災備蓄倉庫、マンホールトイレ、雨水利用の機能などを予定しており、設置数など詳細については設計段階で検討してまいります。また、自家発電設備や太陽光発電及び蓄電などについては、工事費用が多額になるため今後の検討課題と考えております。	市の考え方は、左記のとおりであり、計画案の変更等はありません。
施設機能	コート間にネットで（アリーナを）間仕切りをするときは、1m以上の空間を追加して欲しいと思います。	アリーナについては、分割（間仕切り）使用についても想定しています。いただいたご意見を参考に、コートラインや間仕切りネットなどの設置位置について、利用者の安全の視点から、設計段階で対応して参りたいと考えております。	分割使用時の安全配慮として、計画案に追記します。
施設機能	トレーニングルームは何か所か必要ではないでしょうか？	市内の公設トレーニングルームは、南平体育館と生活保健センター内の「輝」のみとなっています。また、市内には民間トレーニングジムもございますので、公共施設のあり方や役割を踏まえながら検討してまいります。	市内におけるスポーツ施設の配置についてのご意見と受け止めて、南平体育館建替基本計画案としては、変更等はありません。
代替施設	建替え期間中、高齢者健康維持のためにも他の場所で利用できるようお願いいたします。		
代替施設	高齢者の運動の継続の重要性を言っておきながら、工事期間中の代替案について深く考えられていない。毎週トレーニングルームを使用する身として早急に代替案を提示して欲しい。	工事期間中の代替施設については、報告書（P136）にて検討いたしました。現時点では仮設建築物を建設する場所も無く、コストも高額となるため、市民の森ふれあいホールや学校体育館の利用をお願いせざるを得ないと考えております。工事期間中ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いするものです。なお、現時点では、ふれあいホールの使用料割引を行う予定はありません。	市の考え方は、左記のとおりであり、計画案の変更等はありません。
代替施設	現在、週に3回トレーニングルームを利用しています。工事期間中も利用できるように、どこかに現在の器材を移してトレーニングが継続できるよう配慮願います。		
代替施設	建替中はどこかにトレーニングを出来る場所が必要と思います。		
代替施設	建替工事中は、ふれあいホールの入場料と駐車代を割引きにして欲しい。		
使用料	南平（体育館）は入場料が100円で駐車はタダ。		
使用料	駐車場の有料化について 有料化を検討するとあるが、「市民の森ふれあいホール」は有料化しており、平成26年度日野市行政評価結果の市民評価で指摘されているように、受益者負担の観点から有料化は決定として、検討すべきは料金額ではないか。	報告書P134に記載のとおり、建替え後の施設使用料については、公共施設等の使用料設定基準により、建設費及びランニングコスト、受益者負担割合などから算出し、類似施設などを参考にしながら、市民が使用するにあたって適正な料金設定を検討して参ります。また、駐車場については有料化する方向で考えております。	市の考え方は左記のとおりであり、計画案の変更等はありません。
使用料	駐車場は有料になっても仕方ないと思う。		
使用料	体育館の駐車場は料金を取らないようにしてほしい。		
使用料	新しい体育館を建てても良いが、金がかかるようになるのであれば賛成でかかります。特にパーキング代等やふれあい体育館（市民の森ふれあいホール）のように高くならないよう願います。		

公共交通機関	高幡や平山からバス（1 時間に 1 本でも OK です。）を通してほしい。	現在、平山地域から南平体育館付近を結ぶバス路線はありませんが、バス路線を充実させることについては、市内全体の公共交通ネットワークを計画する中で検討していく必要があると考えております。なお、南平体育館の最寄りのバス停は、市内連絡バス（ミニバス）南平路線（高幡不動駅～豊田駅北口）の北野街道口バス停がありますので、高幡不動駅方面からお越しの際はぜひお使いください。	公共交通機関の充実のご意見と受け止めます。市の考え方は左記のとおりであり、南平体育館建替基本計画案の変更等は行いません。
維持管理	維持管理費について 「市民の森ふれあいホール」指定管理の実態と対比し、行政改革の目的のひとつである経費削減の方策として将来の指定管理実現に向けて精査し、更なる経費削減に努めることを望む。	ご意見のとおり、南平体育館の建替え後は、単なる貸し館業務だけでなく、市民の森ふれあいホールの指定管理と同様な、スポーツプログラムを提供できるような、指定管理者制度の導入を検討してまいります。	建替え後の運営方針について、指定管理者制度なども今後検討するよう、計画案の一部を修正します。

(3) 住民説明会

周辺住民や体育施設利用者を主な対象とし建替基本計画（案）についての説明会を、素案づくりの段階で2回、策定後に2回、南平体育館剣道場にて行った。

説明会での参加者からの主な意見・質問及び回答を下記に示し、直近での説明会の説明資料を巻末の資料編に添付する。

- ◆第1回説明会 平成28年1月23日（土）14:00～15:00 参加者：97名
 ◆第2回説明会 平成28年1月23日（土）18:00～19:00 参加者：22名

意見・質問	回答
地下駐車場や立体駐車場は考えていないのか。	敷地外の臨時駐車場についても検討していきたい。
公園の利用や柿園の買収などは考えているか。	公園の駐車場としての利用は考えていない。 柿園の買収は私有地なので難しい。
利用料金について設定はあがるのか。	現状の市民の森ふれあいホールの金額が基準になると考える。消費税等の値上がりも含め今後検討する。
トレーニングルームについて、もう少し広いほうが良いと思う。	基本計画段階のため、今後設計段階で詳細に計画する。
アリーナの卓球台の収納スペースは確保されているのか。	
体育館にバスを通してほしい。	公共機関について、南部地域のまちづくりを踏まえ対応を検討する。
南平駅からの利用経路が問題になると考える。	駅前の整備を別途計画中で、現状ではまだ回答できかねる。新体育館は賑わいの拠点となるため、そういった視点を含め、まちづくりを考えていきたい。
隣接する南平小学校の前も自動車を通る動線となっているが、小学校から公園の後ろまで車が通らない計画としてほしい。	自動車の動線・誘導ルートについて、今後検討していきたい。
工事期間中、代替施設についてどう考えているのか。	代替施設は想定しておらず、市民の森ふれあいホールなどの活用をしていただくことで考えている。小学校や中学校施設などには協力を呼びかけていきたい。
基本設計が平成29年度となっているが、同様に説明会は考えているのか。	本年4月にパブリックコメントの実施を考えており、そこでもう少し詳細な内容を提示する。
工事費の30億円をどのように確保するのか。	市民の森ふれあいホールは建設単価30万/㎡であったが、現在では50万/㎡となっている。様々な補助金の活用を想定しているが、ある程度の支出は必要となる。今回整備する建物は30年後でも利用価値の高い施設としていきたいと考えている。

素案が固まった段階で、地域住民及び体育施設利用者への説明会を行った。その際の意見及び回答は下記の通りである。

◆第3回説明会 平成28年7月3日（日） 参加者： 66名

意見・質問	回答
現在の南平体育館の収支報告書はあるか。	維持運営に2,800万円かかっており、使用料での収入は年に600万円ほどとなっている。
体育館としてだけでなく、調理室機能がほしい。南平地区の人がイベント、地域交流に参加できるような施設としてほしい。 現在、市民の森ふれあいホールにある機能を同様に整備してほしい。	体育館としての建替えであり、地域の人々の健康を考えたスポーツ拠点といった施設となる。駐車場の確保など、面積の面から、市民の森ふれあいホールと同様の機能確保は難しいと考える。
・コンセプトとしての健康、交流、防災について、交流をメインと考えている方へのヒアリングはどのように考えているか。 ・1日利用者の内訳は？ ・南平体育館の建替えにあたって、これからの公共施設のあり方を市民と考えてから、このような計画を検討したほうがよいのではないか。	・体育協会へのヒアリングでは、実際の競技にあたって、支障がないかの確認をしており、交流については、パブリックコメントやこのような説明会の場を持ちご意見やご要望を伺っている。 ・トレーニングルームの設置など個人開放を行っているため、平日は個人利用が多く、土日は大会等で団体が利用する。 ・建物の老朽化が進み、震災も起きている現在、市では公共施設白書を基に順に耐震化を図る計画がある。その中で南平体育館は優先度が高く、早急に耐震化する流れである。
・バドミントンコートにおき、コートラインについてのヒアリング結果はなっているのか。 ・駐車予定台数は45台となっているが、現状は何台か。	・コート間隔については、各競技団体で話しあい、ラインの位置関係の見直しを検討している。 ・現在の駐車台数は60台である。現状、土日の大会以外では平均40台程度で収まっている。その他、敷地外の駐車場の確保を検討中である。
剣道や柔道人口が減少傾向にあるが、合気道の人数は依然高い。 ふれあいホールのように畳を常設してほしい。	基本的には市民の森ふれあいホールに集約化する方向で考えているが、備品として畳を整備することは検討したい。
P8、建物の下がなぜえぐれているか？	弓道場を2階に配置しており、また1階に駐車場を確保するため、このような形となっている。場合によっては、今後の設計の段階で多少変更となる可能性がある。
「緑と調和した」とあるが倉庫にしか見えない。お金をかけないで、デザインコンテスト等ふさわしいやり方であってほしい。	外の緑も含めてしかるべき方法で今後検討していきたい。

第3回説明会の際に参加者からいただいたご意見やご要望に対しての検討結果について報告を行った。その際の意見及び回答は下記の通りである。

◆第4回説明会 平成28年9月4日（日） 参加者： 32名

意見・質問	回答
浅川の水位について、どのように考えているのか。	現在国から出ている最新の浸水想定区域に沿ったハザードマップを市の担当部署が作成する。今後、担当部署と防災拠点としてのあり方を話し合い、浸水しない工夫等を検討していきたい。ただ、今の段階では地盤をあげるなどの回答はできない。
既存の体育館と新しい体育館の高さの差はどれくらいあるのか。	2～3mくらいだったと理解している。
屋外に調理場を設置した場合、避難時に使用できるとのことだが、その際はどこの部署に相談すればいいのか。	運営については今後直営以外の方法を考えているが、施設の管理は現在と同様に文化スポーツ課の範疇になるかと思う。
南平公園の東側に家庭菜園がある。イベント等が増えたときに付近に迷惑がかからないよう対応してほしい。	住宅に隣接していることは認識している。開催するイベントの催事者に注意を促す。
取り壊しのとき、作業を安全に進めるよう業者に責任をもって伝えてほしい。	工事に関しては未決定の部分が多い。工事の際も説明会を開く予定でいるので、その際、住民の皆様には詳細をお話しできと思う。
代替施設の用意はなく、市民の森ふれあいホールを使用することだが、市民の森ふれあいホールにはトレーニングルームがない。	使える機器類はどこかへ移して使えるようにできないか検討はしているが、現状それは難しい。今後の課題としたい。
手すりの設置をお願いしたい。	バリアフリーの施設を目指していく。
器具の置場は考えているのか。	現状ではそれぞれの諸室に設置はしているが、設計段階で必要機器に対応した詳細な面積を検討していく。
作りかえるのであれば、100年持つような建物を建ててほしい。	計画的なメンテナンスをした上で、長寿命になるような建物を目指していきたい。
いろいろな人が使える体育館にしてもらいたい。	障害者スポーツを推進していく施設を目指している。

（４）日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会

平成28年9月1日から9月30日の間、日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議委員に対し、平成28年3月策定の同計画案を提示し、障害者利用の観点から体育館設備についてアンケートを実施した。下記にその内容を示す。尚、詳細は、設計段階で検討するものとする。

視覚障害者視点	
アリーナ	壁への激突を防ぐため、グリーンベルトを設置する。
	バレーボールコート2面の大きさがあれば比較的多数の競技に対応できる。
	歓声やボールの転がる音、指示などがよく聞こえるよう壁は反響しないつくり。
ランニングコース	盲目の方でも伴走なしで走れるよう手すりを設置する。
階段・玄関	点字ブロックの設置、人工芝のようなものでも可。
備品	エアロバイクなどのトレーニング器具に点字シールを貼付。
シャワー室	男女それぞれに個室のシャワーブースを設置。
ロッカー	鍵付き（ダイヤル式は不可）のロッカーを一部設置する。（盲目用）
部屋・トイレ	入り口やトイレが判別できるように、大きな白黒の浮き上がった文字や点字などの表示板の設置。 ⇒災害時の避難所として使う場合自立できる。
送迎	午前2本、午後2本程度の送迎バスの運行
体育館までのアクセス	駅から体育館まで点字ブロックを設置する。

車椅子利用者視点	
エレベーター	15人以上を基本とし、最低でも車椅子2台とベビーカーが乗る大きさが必要。
	聴覚障害者の不安解消のため、エレベーターボックスの透視度を高くする。
	車椅子利用者の乗降時の操作の助けに、エレベーター内の正面に鏡を設置する。
	車椅子利用者の手の届く範囲で両側に操作ボタンを設置する。
	点字・音声アナウンス・非常ボタンの設置。
観覧席	車椅子同伴者席は後方ではなく横に車椅子席と同数を確保し、同伴者と共に観戦できるようにしてほしい。
	サイトラインの確保。（観客席の車いす席からステージや会場などを結ぶ視界が通っていること）
	観覧柵の透明化。
	国際的なバリアフリー基準（IPC）を満たすように車椅子席を設置。⇒全観覧席の0.75%～1.2%以上を車椅子席
トイレ	1F、2Fに多目的トイレを男女それぞれに設置。
	一般のトイレに簡易多機能トイレを設置。
駐車場	車椅子専用駐車場を増やす。必要に応じ、管理用駐車場に車椅子駐車場を確保する。
防災対策	エレベーターが停止した際、車椅子使用者は2Fから1Fへの移動が困難になるため、2Fに緊急時の一時避難スペースが必要。
手すり	750mm～850mm程度が適当。

バリアフリー視点	
駐車場から屋内まで	車椅子駐車場から雨に濡れず屋内に入れる平面計画。
防災	障害者の避難場所の検討。身体障害者、知的障害者、精神障害者に加え、重度障害者が急増している為、人工呼吸器や吸引のための非常用電源設備、おむつ交換のできるトイレ、経管栄養器具の洗浄できる給湯室などの設置を検討。
保育室	保育室があれば、子供を持つ母親の運動不足解消につながる。
観客の動線	観客は土足可とし、観客入口に足ふきマットの設置。

＜日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会とは＞

日野市ユニバーサルデザイン推進条例 第7条に基づき、市のユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会を設置しています。

推進協議会委員は、学識経験者3名以内、市民9名以内、事業者4名以内により構成されています。

(5) 施設運営管理者

平成28年12月に運営者側からの意見として2社よりアンケート調査を実施した。以下にいただいた意見を整理する。

項目	意見・要望
外観について	維持管理の効率を考えた場合、シンプルなつくりが望ましい。 外壁は、経年劣化等を考慮し塗装を施さず元々の素材を活用する形が望ましい。(凹凸で模様をつけるなど) 施設名称等を外壁に予め施すとともに、最低限のライトアップをすることは必要。
動線について	混乱の無いように、分岐の多い複雑な動線にせずシンプルな動線が望ましい。 特に、機材や薬品等の搬出入を考慮し、管理動線と利用動線を可能な限り分離すべきである。 大会の実施も考慮し、大会利用者と一般利用者が混乱しないような動線を確保すべきである。(個人が主となるトレーニングルームがエントランスのすぐ横にあるのは良い)
諸室について	一般(個人)利用が主となる施設と団体(大会)利用が主となる施設をある程度ゾーニングすべき。 トレーニング室は、集客の中心となる施設であるため、一定の広さを確保し、周囲からの視認性が高い場所に配置すべき。(現行計画はベストに近い) 多目的ルーム2をスタジオ的な使い方をすると考えると、現在更衣室のあるあたりに配置することが望ましい。(または、壁を隔ててトレーニングルームと隣接させる。) 多目的ルーム1, 2ともに間仕切りを設置し、1は3分割、2は2分割して利用できる形が望ましい。 授乳室や幼児ルーム(スペース)など子育て支援のスペースが必要。 管理上必要な諸室(更衣室やゴミ庫など)も必要。 多目的ルーム1は大会時のウォームアップとしての活用も視野に入れておくべき。 選手用のシャワールームを控室に併設できると良い。 倉庫内に備品を並べた上で人の行き来ができ、備品を移動できるだけのスペースを確保し、扉の高さはできるだけ高くとする。
壁・床等の材質について	見た目も重要だが、湿気対策、傷への対策、剥離、劣化等への対策を踏まえ、将来的な維持管理コストがかからない材質を採用すべき。 アリーナの床面について、弾性床材は良い面もあるが、重量物を移動する際にかなりの労力を要するため、バスケットゴールを吊下げ式にするなど重量物の移動を要さないような配慮が必要。 多目的ルーム1・2、トレーニングルームは弾力性のあるスポーツフローリングを採用すべき。用途が広がるため、集会室もスポーツフローリングが望ましい。
サイン・看板について	シンプルかつ視認性の高いデザインとする(ピクトグラム・イラスト等を有効に活用する) 壁面サインのほか、床面サインを有効に活用する。 分かりやすい館内案内図を要所(エントランス、階段付近等)に設置する。 外壁に施設名やイラスト等を明示し、「何のための施設か」といったことがすぐ認識できるようにする。 掲示スペースやピクチャーレールをあらかじめ設置し、紙をべたべた貼る様な掲示案内を避けるべき。
付属設備について	面割ネットは電動が望ましい。 観客席の落下防止柵を透明なものにするなど観客席のどこから見てもフロア全体が見えるよう配慮すべき。 EVはストレッチャーが入る奥行きを確保すべきである。 遮光カーテンは電動が望ましい。 下駄箱は1カ所に集中させ、余裕のある数を設置する。 吊りボタンは縦横各辺に設置した方がよい。 テニスコート用の支柱穴の用意があると良い。
トイレ・更衣室について	車椅子用のシャワー・更衣室は1階にあるのが望ましい。 ウォシュレット付のトイレ、センサー洗浄が望ましい。 トイレは大会利用時も踏まえて十分な数を確保すべきである。 トイレ・更衣室は施設を利用する上で大変重要な要素であることを踏まえ整備すべき。(トイレが汚かったり使いにくいと利用者が伸びない。)
通路・ホール等共用部について	十分な通路幅、溜まりスペースを確保すべきである。
駐車場について	視認性の高い進行方向案内を設置すべきである。 歩行者のための横断歩道や通路を明確にしておくべき(色違いのペイントを施すなど)

3. 計画条件の整理

バリアフリー対応	車椅子での観覧に対応するように配慮すべきである。
	オストメイトの設置、呼出ブザー（トイレ、障がい者更衣室）の設置は必須である。
	車椅子移動を考慮した通路幅を確保すべきである。
電気設備について	LEDや無電極ランプなど省エネタイプの電灯を採用すべきである。
	照度のムラができないような配慮が必要。
	照明の点灯パターンを2分割～3分割でできるようにすべきである。
	省エネの観点から、外光を可能な限り取り入れられる構造がのぞましい。
空調設備について	全室空調は完備すべきである。
	空調の調整は室ごとにできる形が望ましい。（調整は利用者でなく管理者が行う）
	できるだけ外気を取り入れて空気が循環できるような構造、換気扇や窓の配置が望ましい。
	メンテナンスを考慮した機器、設置方法を採用すべきである。
給排水設備について	メンテナンスを考慮した機器や方式を採用すべきである。
	雨水利用など、水資源を再利用できる方式が望ましいが、そのための機器のメンテナンス費用も考慮した上で採用すべきである。
植栽について	剪定等のメンテナンスが容易な種類を採用すべきである。
	風除けを目的に設置する場合、風に強い種類を採用すべきである。
セキュリティ関係について	夜間及び休日のセキュリティ対策として機械警備の設置が望ましい。
	事務室及び券売機の付近、更衣室出入口付近、1,2階飲食スペース付近には防犯カメラを設置すべきである。

3－4 計画地周辺の状況

南平体育館には南平小学校が隣接しているが、歩道の整備がなされているところが少ない。また、南側には水路を介して南平公園が広がっており、体育館敷地と公園を繋ぐ小さな橋があるものの、つながりは感じられず一体感にかける。

次頁に、計画地周辺の状況について整理する。

